

第4章 野宿生活者の就労による自立に向けた問題点と課題

4-1.野宿生活者の就労特性

(1) 野宿生活者の就労の現状

多くの野宿生活者は、「働きたいが仕事がない」という状況におかれ、野宿生活を余儀なくされているといえる。

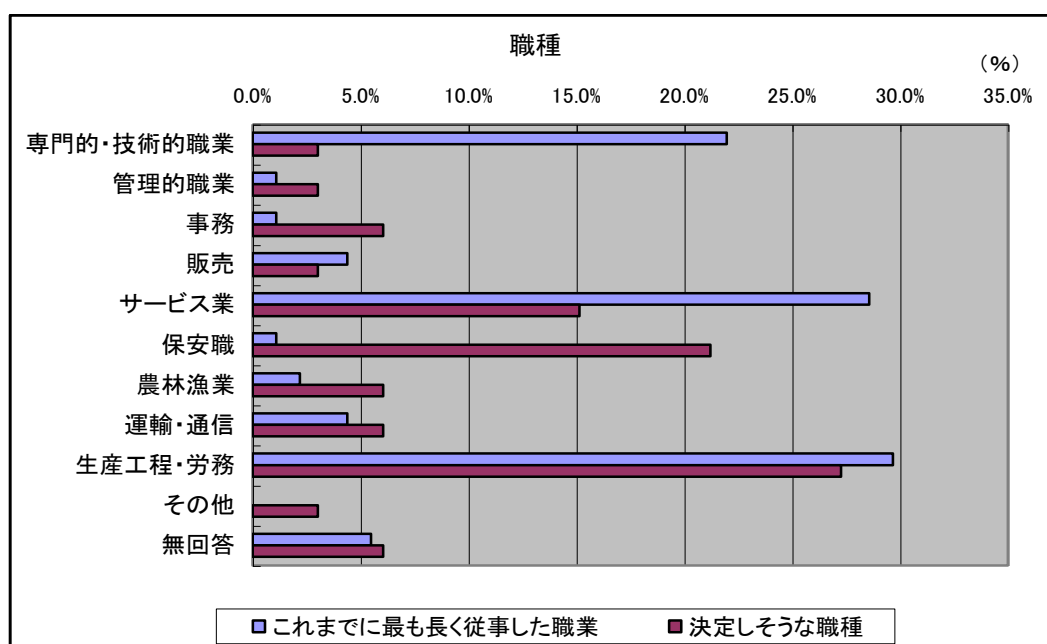
図 4-1 には、常用雇用促進事業に参加した元野宿生活者（自立支援センター入所者）を対象としたアンケート調査による回答であるが、「最も長く従事した職種」と「決定しそうな職種」（すでに就職決定した職種、決定しそうな職種を含む）をそれぞれの構成比で示したものである。

「就職決定者」の母数が少ない関係で概ねの傾向として考慮する必要があるが、次のような特徴が見られる。

図 4-1. 野宿生活者の職種

表 職種

項目区分	これまでに最も長く従事した職種		決定しそうな職種	
	件数	比率	件数	比率
専門的・技術的職業	20	22.0%	1	3.0%
管理的職業	1	1.1%	1	3.0%
事務	1	1.1%	2	6.1%
販売	4	4.4%	1	3.0%
サービス業	26	28.6%	5	15.2%
保安職	1	1.1%	7	21.2%
農林漁業	2	2.2%	2	6.1%
運輸・通信	4	4.4%	2	6.1%
生産工程・労務	27	29.7%	9	27.3%
その他	0	0.0%	1	3.0%
無回答	5	5.5%	2	6.1%
合計	91	100.0%	33	100.0%



「生産工程・労務」に最も長く従事した人が、新たな就職先としても同じ職種に就いている状況が読みとれる。

こうした傾向は、「サービス業」についても見られるが、「決定しそう職種」ではやや低い構成比となっている。

一方、「専門的・技術的職業」に最も長く従事した人の構成比は20%を超えているが、決定しそうな職種では低い割合に留まっている。これは専門的・技術的キャリアを有する元野宿生活者がそうしたキャリアを活かせるような就職先を見い出せずにいるともいえる。

また、一つの大きな特徴として、これまで「保安職」についての最も長く従事した経験のない人が、決定しそうな職種として保安職をあげている。確かに、求人情報誌を見ても警備業の求人はたくさん掲載されており、ヒアリングを通じても若い人から高齢者まで多様な年齢層を雇用する業界で、人の出入りも激しいとの指摘があった。

構成比は低い「保安職」と同様な傾向は「農林漁業」「運輸・通信」についても読みとれる。

サンプル数そのものが少ない中で性急な結論づけはできないが、今日の雇用吸収のある職種が従来から変化しており、確かに「生産工程・労務」に従事した経験のある元野宿生活者が同じ職種に就職できる可能性はあることも事実だが、「保安職」や「農林漁業」「運輸・通信」「サービス業」といった、これまでのキャリアとは異なる職種の選択をせざるを得ない状況になりつつあるように見られる。

(2) 必要な多様性の視点

自立支援センターに入所者の状況から推し量って、多くの野宿生活者がこれまでに長く従事した職種としては「生産工程・労務」「サービス業」「専門的・技術的職業」が多いと考えられるが、1万人近い数の野宿生活者が有しているキャリアは「多様であろう」といことが指摘できる。それは、第2章で紹介している野宿生活者の聞き取り調査からも窺い知れるところである。

一方、前項で指摘したが、野宿生活者がこれまで築いてきたキャリアを活かせるような「職種」が減少し、新たな職種を開拓していくこと（野宿生活者がこれまで携わってきた職業と異なる職種の開拓）が求められていることである。

そのためには職業訓練やキャリアアップのプログラムを実施することが野宿生活者の就労を促進していくには避けて通れない課題といえよう。

4-2.野宿生活者の就労ニーズと求人（雇用）側の対応意識のミスマッチ

（１）求職職種の雇用規模縮小

現在、景気低迷の中で我が国には 340 万人を超える失業者が存在し、野宿生活者自身も失業者の一人として新たな就職先を確保していかなければならない。

野宿生活者の聞き取り調査結果については第 2 章に示したところであるが、野宿生活者が希望する職種としては「生産工程・労務」が調査対象者の半数近い割合を占めている。

しかし、生産現場では外部委託化（アウトソーシング）や生産の請負化が進み、「アウトソーシング業」が出現するなどの新たな変化が生じている。また、建設産業の活力低下、機械化の進展による単純労働の減少などで建設業における従来見られたような雇用吸収力も期待できなくなってきた。

このことは野宿生活者自身が希望する職業・職種が雇用規模を縮小していることであり、野宿生活者の就職を難しくしている。別な言い方をすると「野宿生活者」を生み出す要因の一つとなっていると言えよう。さらにいえば、我が国の産業構造そのものが大きく転換していく時代であり、仮に景気回復が図れたとしても「生産工程・労務」といった職種に新たな雇用増大がどれほど期待できるか疑問といえる。それよりは「新規成長分野」といわれる産業分野（IT 関連業種など）、あるいはサービス業において新たな雇用創出が図られていく時代になるであろう。

こうした点を考慮すると、野宿生活者自身が従来自らが経験し保有するキャリアやスキルに囚われることなく、新たな就職先開拓の意識転換、そのための職業訓練やキャリアアップを志向していくことが求められる。

（２）求人（雇用）側の雇用要件

求人（雇用）側の企業等は、雇用にあたって年齢や免許・資格、経験等を採用要件として提示しているケースが殆どである。さらに、野宿生活者にとっては、「野宿生活者」であること、あるいは「元野宿生活者」ということからのハンディが被さり、就職をより難しくしている。

野宿生活者は高齢化が進み企業等が要件とする「年齢」は、それだけで就職のチャレンジを萎えさせるものであり、門戸を閉ざすことになっており、野宿生活者の聞き取り調査においても「年齢制限を外して欲しい」との要望が強い。

また、「野宿生活者」であること、あるいは「元野宿生活者」ということだけで就職の門戸を閉ざす企業もヒアリングした企業の中には見られ、何らかの改善が望まれるところである。さらに、「住所」や「身元保証」がないとの理由で「野宿生活者」「元野宿生活者」の受け入れに消極的な企業も見られることから、この点については自立支援センター等での適切な対処と同時に、自立支援センターに入所可能な定員も限られていることから、別途、新たな対応も求められる。

4-3.野宿生活者の就労・自立支援の現段階と課題

(1) 自立支援センターの機能強化

この間、大阪市内に設置された自立支援センターが野宿生活者の就労による自立において大きな機能・役割を發揮していること、また、その可能性が大きいことはこれまでに見てきたところである。

この自立支援センターが果たしている機能・役割をさらに拡充することが、野宿生活者の就労による自立を実現していく上での課題の一つである。例えば、現在の3施設の入所定員は280人で、大阪市内だけで8,660人(1998年8月「概数・概況調査」)存在するとされる野宿生活者に対して、ごく一部しか対応できない現状である。また、3ヶ月、6ヶ月で就労・自立して自立支援センターを退所する当初のプログラム—いわゆる「出口問題」への対応—が十分に機能しきれない面についても再検討が必要となろう。

さらに、野宿生活者が就労による自立を図っていくためには職業訓練、キャリアアップのプログラムが是非とも必要であるが、この点でも自立支援事業のスキームとして整備されているとは言い難く、今後の課題となる。

(2) 民間諸団体の取組

NPOやNGO、さまざまな民間団体が野宿生活者の就労・自立支援に取り組み、一定の成果を上げている。「お米の勉強会」による野宿生活者に「食」を提供しようとして始まった支援の活動は、受け入れ側の農家の篤志に負う部分も大きいですが、さまざまな関係者の努力で野宿生活者の就農を実現し、「お米の勉強会」の活動は「職」をも視野にいった活動へと広がっている。

しかし、こうした民間諸団体の取組はさまざまな制約のもとで困難を抱えている。その取組を加速させるには行政を含めた連携—例えば、野宿生活者が就農する場合、必ずしも農業経験者というわけではなく、農業について素人が多いと思われる。彼らに一定の農業の基礎的な知識を教え、実務研修を行って就農することができれば、受け入れ側の農家でも負担の軽減、スムーズな受け入れが可能となるはずである。自治体にはいずれにも農業セクションがあり、技術指導研修センターを設置し、技術・ノウハウを有する職員も少なくないはずであり、野宿生活者の研修システムを行政として構築する(それは地域の農業振興にもつながる)など—の広がりが必要である。

(3) 根本的な課題

野宿生活者(ホームレス)問題が経済社会環境等の変化と相俟って出現している今日的な一つの貧困問題との指摘がある。世界的に見てもその定義こそ異なるが「ホームレス問題」を抱えており、韓国では先に「国民基礎生活保障法」を制定し、フランスでは「社会的排除に抗する法」、イギリスではブレア政権による「Social Exclusion Unit」という政府直轄委員会を発足させ、社会の周辺部に追いやられた人々に対する「社会統合」の対応を始めている。

このように、野宿生活者問題、ホームレス問題、貧困問題に対する先進的ともいえるべき動きが世界の各国で生まれており、我が国においても根本的な部分での対応が課題となっている。

第5章 先進事例から学ぶ経験と教訓

5-1.野宿生活者の就労・自立支援の先進的取組みにおける経験と教訓

(1) 野宿生活者の就農・帰農への取組み

すでに民間諸団体の取組において紹介したように、野宿生活者2名の就農が実現し、現在兵庫県内での農作業に従事している。

自立支援センター大淀で就農の希望が8名あったともいわれ（平成12年12月）、本調査における聞き取り調査（第2章参照）では「農山村への移住を希望する」と回答した人が約半数あった。

こうした野宿生活者の就農・帰農の実現と可能性について、民間諸団体の取組を踏まえて整理する。

①「お米の勉強会」が発端

すでに紹介しているように兵庫県下での就農の実現は、その発端は「お米の勉強会」にあった。会では、お米のことから勉強会が始まり、徐々に食糧問題や環境問題へと勉強会のテーマが広がり、人的ネットワークも拡大していった。そうした中から食べることに困っている野宿生活者に「食」を提供する活動がはじまり、人間的なつながりが広がる中で野宿生活者の「就労」が問題となり、「職」の斡旋につながっていったという。

しかし、農村の皆が見知った中で、野宿生活者を受け入れることは受け入れ農家の篤志があったることと、関係者の尽力の結果といえよう。

②農村は人手不足、都市と農村が手を結ぶ

野宿生活者の就農が実現した直接の要因は篤農家や関係者の尽力の結果であるが、その背景には我が国の農村が置かれた矛盾が存在する。今日、我が国の農業は、その耕作面積を減少させ休耕田、荒廃した耕地が中山間地を中心に広がりつつある。これは農業の後継者がいなくなり、耕作者自身が高齢化している。そうした状況の中で、かつて村落内で行われていた作業の共同化等が困難になり、農作業に人手が必要となっている。

新しい農業基本法の制定とともに、農業生産法人等の新たな農業経営体も生まれているが、前述したような深刻な矛盾を抱えているのが今日の我が国の農村であり、それは農村に留まらず、山村、漁村でも同様の問題を抱えている。

こうした状況にたいして、「お米の勉強会」の代表は、「都市には職がなくて失業者があふれており、都市と農村が手を結ぶことで日本の農業を再生できないだろうか」と話している。

(2) 野宿生活者の就農・帰農とリンケージする「職」開拓の可能性

民間諸団体の中では現在食品の生ゴミリサイクルの取組みも試行されている。平成13年4月から食品リサイクル法が施行される予定であり、一定規模の事業所は生ゴミのリサイクルが義務づけられることになり、各所でさまざまな取組が行われている。

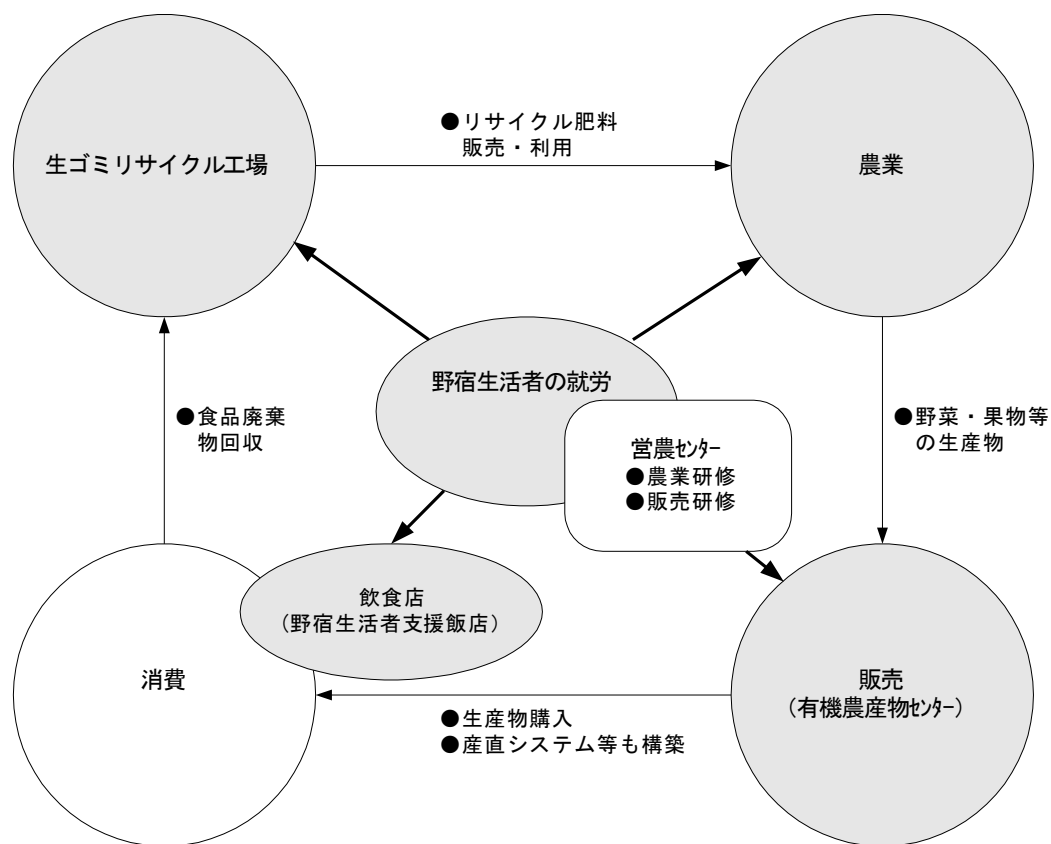
しかし、生ゴミリサイクルの場合、生成した生ゴミの利用先の確保が必要であり、生ゴミリサイクルでできた肥料を使ってくれる農家が必要になる。

生ゴミリサイクル事業そのものではプラント生産のため発生する雇用量は少ないが、肥料の利用先で野宿生活者が農作業に従事するとか、生産した野菜や果実、花卉等を直接販売する方法を

採用すると、そこにまた新たな雇用が生まれる。

あるいは、生産したモノを利用した食堂や飯店を開設すると、そこにも新たな雇用を生み出すことが可能となる。こうした農業を核とした就労のリンケージを創造できる可能性がある。

図 5-1. 農業を核とした就労リンケージのイメージ



● 営農センターは、就農や帰農を希望する人の人材研修、販売に携わる人には有機野菜等に関する商品知識、接客方法の人材研修を行う

(註) 図は「Npoシティズンホームライフ協会」大谷磐雄氏提供資料を参考に作成

5-2 諸外国における先進的的制度および経験と教訓

(1) 諸外国における就労・自立支援に関わる取組の概観

第1章において諸外国におけるホームレス問題への対応状況を俯瞰したが、本節では諸外国における就労・自立支援の取組に焦点を当て、その特徴や、今後、野宿生活者の就労・自立支援を行っていく上で教訓となるべき制度や経験についてふれる。

まず、韓国は2000年1月に「国民基礎生活保障法」を施行し、従来の生活保護法だけでは対応できなかった階層も視野に入れ、最低生活保障の給付に留まらず自活の支援と予防措置的対応を図ることを明確にした点で画期的といえる。後段では韓国の自活支援事業について詳しく紹介する。

同様の観点でいえば、イギリスのブレア政権が打ち出した「Social Exclusion Unit」やフランスの「社会的排除に抗する法」もホームレスだけでなく社会全体の貧困層への対応と貧困層をつくらない予防措置までを視野に置いたところに先駆性があるといえる。

しかし、韓国や欧州諸国、アメリカにおけるホームレス問題への対応では、それぞれに若干の違いが見られる。韓国では「国民基礎生活保障法」に基づき政府・公共体主導の取組といった面が見受けられる。一方、欧州やアメリカでは非営利団体や企業体のホームレス支援活動を政府や公共体がバックアップするといった形態になっているように見受けられる。

フランスとアメリカについては、非営利団体等のホームレスの就労・自立支援の取組を中心に紹介する。

(2) 韓国

1) 自活事業の必要性和性格

(勤労能力を持つ生計保護対象者の自活意欲の増進)

国民基礎生活保障法では勤労能力を持っていても所得と財産が基準以下であり、扶養義務者も経済的な能力を持っていない場合生計費を支援する。しかし、勤労能力者に生計費を支援する場合、福祉依存心理が生じ、自活意志が弱化されるという問題点が発生する可能性がある。

従って生計保護対象者の中で勤労能力があり、世帯の条件上勤労が可能な者には条件付受給者として指定し、就業を促進したりボランティア等を通じて社会的に寄与できるように支援する必要がある。また、その過程でなるべく早期に生計保護より脱皮できるよう支援する。

(予備軍層に対する体系的な自活支援)

最低生計費以下の貧困層ではないが、職場や所得機会が不安定な次上位階層（受給者のすぐ上の階層）は政府の体系的な自活支援を必要とする。とりわけIMF救済金融を受けた経済危機事態以降（以下「IMF事態」という。）、臨時・日雇い労働者が増えることによって生計の不安定な階層が拡大しており、それを放置する場合将来的に生計保護対象者が増える恐れがある。

したがって次上位階層の中でも自活共同体に参加する場合、自活給与の対象者として選定し体系的に支援する。

(二重の性格を持つ自活支援事業)

自活支援事業は、勤労有能者が生計給与に安住しないように条件を賦課し、求職活動、

職業訓練等の就業努力と共にボランティア等の公益的な活動に従事するよう「強制」する側面と(自活支援の消極的側面)、それより大事な側面として受給者の自活意志と欲求を尊重し、積極的・体系的な自活プログラムを通じ「支援」することに重点を置く(自活支援の積極的側面)性格を持つものである。

とりわけ、単純な勤労機会の提供ではなく、受給者世帯の生涯に渡る長期的な展望下における世帯別の自活支援計画を打ち立て、それに準ずる自活給与を提供するために努力すべきである。

(自活支援事業は多様な地域社会資源の参加が必要)

自活支援事業は、究極的に受給者世帯が自立できるように支援することに目的があるので、生計保護以外にも勤労が可能な条件を助成する為の社会福祉サービス、就業関連サービス、創業支援等が同時に必要である。例えば、自活事業に参加するため保育・看病のサービス等が必要な世帯については社会福祉サービスを提供することを通して勤労できる条件を助成することが必要となる。

したがって市郡区が雇用安定センター、自活後見機関、社会福祉館、市民団体等自活事業に参加できる機関・団体と協議体を構成し、共同で地域社会の不安定層に対する自活を支援するべきである。

2) 自活事業の枠組み

①自活支援事業の手順

全体受給者の中で勤労能力、世帯の条件、環境の変化等を顧慮し、勤労参加が可能な者の中で、現在本格的な勤労に従事していない者を条件付受給者(自活給与対象者)として選定する。

○第1段階：勤労能力判定の後、勤労が困難な受給者は条件付を免除

○第2段階：世帯内で就業困難な事情がある者、現在勤労または事業に従事し所得を得ている者、環境の変化による適応過程にある者の場合条件付受給者から除外

○第3段階：地域の状況が不安定であり、世帯内での事情により勤労活動に専念しにくい受給者、5—6級障害者は条件付を猶予

○第4段階：世帯別自活支援計画の打ち立て

○第5段階：自活事業参加及び条件遂行有無の確認

※市郡区が条件付受給者を選定し、世帯別自活支援計画を打ち立てた後、就業対象者は職業安定機関へ一括依頼し、非就業対象者は市郡区次元で自活支援を実施

②自活支援方法

○条件付受給者の特性にふさわしい仕事の創出及び提供

○就業斡旋・創業支援等を通じた再就業の促進

○労働市場へ吸収されにくい階層の為に共同体型の創業活性化支援及び公益分野の自活公共勤労事業を施行

※共同で仕事をし、協同組合型で仕事をする形態、それによって仕事だけではなく一緒に仕事をする人のお互いに支えあえるような環境を作るのが基本的な概念である。

③不安定階層の自活能力及び自活意志の育成と促進

○再教育及び職業訓練の強化

○再活プログラム

○保育・看病サービス等社会的サービスを拡大させ勤労に参加しやすいよう誘導

④自活プログラムの種類

区 分		事業概要
就業斡旋	求職活動	・より深い相談を通じ、適する仕事の斡旋等を支援
	インターン社員	・就業対象者に現場研修の機会を提供し、就業能力を強化すると共に速やかな再就業を支援
職業訓練		・就業可能性と職務遂行能力を高められるような体系的な職業訓練の実施
創業支援	自営業創業	・就業訓練及び資金支援を通じて自活能力を高める
	共同体型創業支援等	・個人創業が困難な者に後見機関を通じて共同体型創業等を支援
自活公共勤労		・公益的な分野で就業機会を提供し、自活能力を高める
ボランティア		・社会奉仕・公益活動等の参加機会を与え、勤労意欲を維持させる
教育・相談(自活プログラム)		・勤労意欲を高めるための教育及び相談／心理相談及び治療

3) 地域特性を踏まえた自活事業のあり方

①大都市地域

(自活事業の需要及び施行の地域的条件)

- 自活事業に対する需要が高く、雇用・福祉・自活後見サービス等自活事業の施行に関連した公共・民間資源の分布が多様で、サービスの水準も高い。
- 日雇い労働者の就業機会が高く、積極的な雇用サービス提供の条件が整えられている。
- 保育及び在宅福祉サービス等、福祉サービスへのアクセスが簡単である。
- 民間委託公共勤労事業の遂行経験を持つ機関が多数存在し、地域内団体との協議・連携もある程度成り立っている。
- しかし自活事業に対する需要は高くても、十分な自活サービス及び福祉サービス提供という面で限界がある。

(自活事業細部施行方案)

□基本方向

- 多様で豊富な地域福祉及び民間資源の参加を誘導
- 不足している自活事業の供給能力を考え、条件付受給者の世帯内地位を考慮して、自活支援事業の提供が優先される者を決定
- ※受給者が扶養家族のある家長(また、当該世帯唯一の勤労能力者)の場合、優先的に自活共同体、自活公共勤労事業等の職業能力向上及び所得支援に関連した自活事業への参加を提供

□細部施行方案

類 型	細部分類	世帯内地位	自活事業施行方案
就業対象者	①健康な青年層	○扶養家族がいる青年世帯主または世帯唯一の勤労能力者	就業斡旋、職業訓練 インターン就業プログラムを優先的に提供
		○その他世帯員として世帯の主な所得源でない者	就業斡旋、職業訓練
	②就業及び創業欲求を持っている壮年層	○扶養家族がいる壮年世帯主または世帯唯一の勤労能力者	就業斡旋、職業訓練、創業支援、失職者再就業プログラム、就業適応のための教育プログラム、就業待機中の公共勤労への参加機会、創業資金貸与等の優先的提供
		○その他世帯員として世帯の主な所得源でない者	就業斡旋、職業訓練、創業支援
非就業対象者	③自活共同体への参加機会の提供が必要な青年・壮年層	○扶養家族がいる世帯主または世帯唯一の勤労能力者	後見機関等事業への参加(供給不足時)(自活)公共勤労事業への優先的な参加
		○その他世帯員として世帯の主な所得源でない者	後見機関等事業への参加(供給不足時)(自活)公共勤労事業、ボランティア
		④労働市場への進出や創業が困難で、公共就業機会の提供が優先的に必要な壮年層	○扶養家族がいる世帯主または世帯唯一の勤労能力者
	⑤年齢・体力・機能上重労働の遂行が困難な者	○その他世帯員として世帯の主な所得源でない者	(自活)公共勤労事業への優先的参加 (供給不足時) ボランティア
		○扶養家族がいる世帯主または世帯唯一の勤労能力者	ボランティア 軽い労働中心の(自活)公共勤労事業
		○その他世帯員として世帯の主な所得源でない者	ボランティア
自活意欲が不足な者	⑥勤労能力はあるが心理・精神的に不安定な者	○重症	再活プログラム、ボランティア
		○軽症	ボランティア

□就業対象者に対する支援

○管轄下の雇用安定センターに依頼

ー就業対象者を依頼された雇用安定センターでは条件付受給者個人に対する就業支援計画を打ち立てて支援する。

ー保障機関は雇用安定センターの長より就業支援計画と条件提示の内容を受け、世帯別自活支援計画に反映・管理する。

□非就業対象者に対する支援プログラム

区分	自活共同体事業	自活公共勤労事業	ボランティア
③類型	<ul style="list-style-type: none"> －リサイクル用品収集及び販売共同体(リサイクルショップ)、廃棄パソコンリサイクル事業団 －家屋修理事業団、塗装事業団、建物清掃請負共同体 －看病共同体、家政婦共同体、洗濯共同体、料理配達共同体 －縫製共同体 	<ul style="list-style-type: none"> －自活共同体(事業内容左に同じ)基盤助成のための事業 －飲食ゴミリサイクル事業 －零細企業支援事業 －森林の手入れ及び副産物を活用した公園助成等 	<ul style="list-style-type: none"> －老人・児童・障害者福祉サービスの提供、福祉施設の手伝い －電気製品修理活動 －青少年有害地域先導 －地域防犯ボランティア －水害復旧・防疫 －災害現場支援活動等
④類型	－	<ul style="list-style-type: none"> －看病事業、保育サービス支援事業、老人無料給食支援、家事手伝い〔家政婦〕 －学校施設整備事業 －飲食ゴミリサイクル事業 －近隣公園助成、登山道整備事業 －公共施設整備 	<ul style="list-style-type: none"> －学校給食補助 －開発制限区域の管理 －子供の遊び場の安全等管理 －青少年有害地域先導 －地域防犯ボランティア
⑤類型	－	<ul style="list-style-type: none"> －児童の放課後指導 －街路環境整備事業等 	<ul style="list-style-type: none"> －児童の登下校保護 －環境浄化活動 －地域環境監視団、ゴミ分別収集監視団 －公共施設利用案内等
⑥類型	－	－	<ul style="list-style-type: none"> －児童の登下校保護 －環境浄化活動 －地域環境監視団、ゴミ分別収集監視団 －公共施設利用案内等

②中小都市地域

(自活事業に対する需要及び施行の地域的条件)

- 就業対象者割合が比較的 low 単純自活能力者に当たる受給者が多い。
- 公共・民間資源の分布が多様ではあるが、地域の経済状況が不安定で就業機会・職種等が限定的である。
- 賃貸住宅等を中心に社会福祉館が分布しているが、地域内福祉サービス需要に比べ非常に足りないのが実情である。
- 地域によって市民団体活動が活発に行われているが、福祉または自活事業に対する認識及び事業経験は少ない。

(自活事業細部施行方案)

□基本方向

- 個人別就業支援計画による職業能力向上支援と共に地域内及び近隣地域の求人確保等労働市場の発掘が必要である。

○地域社会内で影響力を持っている宗教団体・市民社会団体等を地域自活機関協議体へ参加させるようにし、自活事業に対する地域社会各分野の直接的・間接的支援を誘導する。

□細部施行方案

○受給者の類型別自活事業施行方案及び支援プログラムは大都市の場合に準ずるが、地域福祉サービス提供の条件が比較的劣悪なことを考慮し、保育・放課後指導・看病等福祉サービスに関連した事業を中心に推進する。

○入所施設が設置されている地域では福祉施設の環境整備等のボランティアを実施

4) 自活プログラム…自活公共勤労事業

①自活公共勤労事業の趣旨と性格

○労働市場において安定的に就業しにくい長期失職者、女性家長等に教育・環境・社会福祉等公益的分野の仕事(自活公共勤労)を創り、勤労機会を提供する。

－無料看病人、森林の手入れ、低所得層への家屋修理等、失業対策公共勤労事業のなかで自活促進事例を中心に公益的な仕事を開発し発展させる。

○条件付受給者が自活公共勤労に参加することによって勤労への参加機会を得、その過程で機能の習得が出来るようにする。

－自活意思がある条件付受給者の最も大きい欲求は就業機会を得ることだが、現実的に安定的な就業及び創業機会は得にくい。

－従って自活公共勤労は労働市場再進出の前に職業能力を開発・維持出来るよう、公共の資源で仕事を創ることが重要である。

○自活公共勤労は、条件付受給者の自活支援計画を基に施行されるという点で、これまでの公共勤労事業とは区別される。

区 分	公共勤労	自活公共勤労
政策対象	・ 貧困線以上の低所得(長期)失職者	・ 貧困線以下の生計保護対象者の中で勤労有能者
主な政策目標	・ 失職者所得の提供及び勤労機会の提供	・ 自活促進のための勤労意欲を高める効果
政策の持続性	・ 臨時及び一時的	・ 自活事業の一部として継続的に実施
管理方式	・ 個人別管理(ただ、世帯当たり2人以上は不可)	・ 世帯単位管理・相談並行
伝達体系	・ 国家・自治体が施行主体 ・ 部分的に民間委託	・ 民間委託を拡大 ・ 第3セクター方式で運営

②自活公共勤労事業の施行方案

(公益分野の選定)

－形式的な選定というよりは地域社会の必要に準じ、実際に役立つ分野を発掘する。

－低所得階層の福祉を高められるような分野を中心に実施することによって、参加者自らがやりがいを持つことができるように考慮する。

－これまでの公共勤労事業及び自活共同体の経験を通じ、適当な事業を開発できるように自

治体レベルでも努力する。

○参加者の職業能力を維持・開発することを中心を置く。

－自活公共勤労が一時的な仕事の提供に止まらず、参加者の欲求と職業経歴を考慮し長期的な自活目標に結びつけられるようにする。

－従って自活公共勤労事業参加過程で、職業訓練及び創業準備効果を得られるようにプログラムを運営する必要がある。

○自活共同体と連携し、自立基盤を助成出来る事業を進める。

－自活後見機関が施行する自活共同体事業に参加するための前段階として自活公共事業を活用することも望ましい。

※例：看病人共同体等に参加する前段階として貧困家庭に無料で看病人を支援する自活公共勤労に一定期間参加することも可能である。

○地域資源との連携に重点を置く。

－自活公共勤労は必ずしも政府の予算範囲内でのみ施行されるのではない。

－自治体が予算事業として施工する歩道ブロックの張替えや障害者施設の改修等の小規模事業に条件付受給者を参加させる事により、職業能力開発を促進することが出来る。

－また予算とは別の自活公共勤労予算で施行される場合にも一般予算事業と連携することによって事業の効率性を極大化できる。

※例：街の路上舗装事業等の場合資材費は一般予算で支払い、自活公共を活用し人件費を節約できる。

－事業発掘過程で民間部門の意見を積極的に反映し、地域社会で必要とされる事業になるよう注意する。

－なお民間の後援や支援を誘導し地域資源が全般的に活用されるように推進する。

※例：自活公共勤労事業を通じ地域内の社会福祉施設改善作業を実施する場合、政府の予算外に民間の寄付金や後援金等も活用可能である。

○民間団体(自活後見機関も含む)への委託を原則として施行する。

－自活公共勤労は従前の公共勤労で提起された形式的な運営や時間つぶし式参加を防ぎ、各個人の自活を促進できる方向で運営されるべきである。

－ただ地域的条件上自活後見機関がなく、あるとしても事業能力が乏しい場合、社会福祉館、失業克服団体等の民間団体に委託運営することが出来る。

－その場合参加団体の責任性や能力等を地域自活機関協議体で点検し、定期的なモニタリングを通じ事業目的どおり運営されているか把握する必要がある。

※ 2001 年中に自活後見機関を 130 個追加設置する予定なので民間団体の活動参加実績は後見機関選定において重要な考慮事項になる。

③自活公共勤労の類型別施行方案

(環境分野での手伝い)

□森林手入れ及び副産物加工(推薦事業)

○事業内容

－山火事防止及び火災時の進入に役に立つような林道設置事業の実施

－天然林及び人工林の保育

－経済林中心の樹種改良

－森林手入れによる副産物の加工及び販売

－住民の山林利用施設の整備(登山道の階段や補助ロープの設置、薬水汲み場の整備、簡易運動施設設置)

－山火災防止活動

※事業過程で野生動物不法捕獲装置を発見した際に除去及び収去

○類似事業の経験及び評価

－森林手入れ事業は公共勤労事業の一環として全国的に実施され、雇用創出及び山林整備において非常に効果的だったという評価を得ている。

※森林手入れ公共勤労事業実績：1998年(548億ウォン、4万ha)、1999年(1766億ウォン、12万ha)、2000年(計画、1590億ウォン、10.7万ha)

－管理人の力不足及び非計画的な山林整備が問題点として指摘される。

－民間団体を中心として自活営林共同体の議論が活性化されることによって民間部門の支持と参加を期待することが出来る。

○主対象

－間伐及び枝切り：30 - 40代男性

－副産物加工：50代男性、女性

※森林手入れ過程を通じ林業技術を身につけて自立しようとする者を優先的に採用する。

○各主体別役割

－市郡区：森林手入れ事業を直接施行し、自活後見機関(或いは自活営林共同体)へ事業を委託する。

・山林庁に事業参加対象者を推薦する。

・自治体レベルの「森林手入れ基本計画」を打ち立てて地域内山林手入れ事業を計画的に施行する。

－山林庁：森林手入れ事業を直接施行し、自活営林共同体(或いは自活後見機関)へ事業を委託する。

－民間団体：森林手入れ事業の必要性和意義を宣伝(例：生命の森国民運動)

・森林手入れ事業を自活事業活性化の次元で推進(自活営林共同体協議会設立)

○地域別実施方法

－大都市：近隣公園の便宜施設設置(登山道及び散歩路の整備、ベンチ、体育施設の整備等)

・開発制限区域内の緑地保存事業

・対象者数に比べ作業可能な山林が不足する場合は隣の自治体と協力して事業を推進する。

※ 首都圏都市の場合は隣の自治体と協力して開発制限区域内の緑地整備事業を行うことが可能である。

－中小都市及び農山村：地域内山林を直接管理し、山林庁と協議して国有林整備事業を実施

・木材破砕機を利用してノコクズを生産し、畜産農家の放牧場に敷くなどして使用する。

また、畜産廃水汚染の防止及び一般農家の作物栽培用の堆肥として無料で供給することにより付加価値を極大化できる。

○留意事項

－単純な勤労機会の提供という観点よりは営林技術者の養成側面に留意する。

－自活営林共同体への委託事業を年次的に拡大し、公共勤労期間が終わった後は自活ができるよう支援する。

□ 飲食ゴミ再活用事業

○ 事業内容

－ 飲食ゴミを分別収集して飼料化ないし堆肥化する。

※ 事業過程で飲食ゴミ再活用事業団を設立し、定着できるよう誘導する。

○ 類似事業経験及び評価

－ ソウル北部失業者事業団等では公共勤労事業の一環として政府によってゴミの減量化が義務づけられている事業場以外の小規模食堂で飲食ゴミを収集、分類し農家に飼料として供給している。

－ ノウォン区の場合民間協議体を構成して飲食ゴミ再活用事業に関わる地域的な共同取り組みを行っている。民間協議体には環境関連社会団体、住民代表組織、失業者組織等が参加している。

－ 仁川(インチョン)失業克服運動、全州(ジョンジュ)自活支援センター等でも公共勤労事業民間委託として飲食ゴミを収集し鴨を飼育している。(直接飼料化方法)

－ 飲食ゴミ飼料化方案は①直接飼料として再使用、②堆肥化、③熟成後飼料化等があるが、それぞれ長・短所があるので自治体の条件によって適切な方法を選択すべきである。従ってあらゆる自治体で飲食ごみ収集と直接飼料化方法を採択することは難しい。

○ 主な対象

－ 40代男女

※ 特別な機能を持っていなくても事業参加が可能であるが、自活共同体の「再活用事業団」等に参加し自立を図っている者

○ 各主体別役割

－ 市郡区：自活後見機関に人件費を含み事業を委託し、家庭や飲食店から収集料を徴収してそれに充当させる。ただ、徴収した費用が必要費用に足りない場合、自活給与予算で補填する。

－ 自活後見機関(自活共同体)：市郡区の委託を受け自活支援対象者を雇って飲食ごみを収集する。また、収集されたゴミを飼料として販売し、鴨の飼育等に活用することで別途収入を確保する。

○ 地域別実施方法

－ 大都市：マンション等が密集していて飲食ゴミの収集がしやすいため管理所・婦女会等と協議しながら事業を推進

・ 義務減量化対象事業場以外の小型食堂等も集中収集の対象

・ ただ、大都市は農家が遠いため需要先の確保に留意

－ 中小都市：マンション団地等で制限的に収集し、隣の農家と連携して実施する。

○ 留意事項

－ 飲食ゴミ再活用のために収集体系を整備すべきである。

－ 再活用技術に課題があり(塩分濃度の低減方案等)、直接家畜飼料として活用する場合家畜が死ぬ恐れがある。従って地域実情に合うような慎重な飲食ゴミの再活用方案が打ち立てられなくてはならない。

－ 再活用した飼料や堆肥を使用する農家との連携体系を確立することが必要。

(家事手伝い)

□低所得家庭への看病支援(推薦事業)

○事業内容

- －低所得重症患者(痴呆、中風、重症障害者等)の家庭や病院へ訪問し看病する。
- －寝たきり独居老人に対する看病及び日常生活の支援。

※ 低所得家庭看病支援を社会福祉サービスの一部として体系化する。

○類似事業経験及び評価

- －ソウル・ノウォン自活支援センターでは特別就労事業を活用し、ノウォン区近辺の貧困家庭に看病人を派遣して良い評価を得ている。

○主対象

- －30 - 40代の健康な女性

○各主体別役割

- －市郡区：看病支援対象者の選定及び自活後見機関への依頼。
- －自活後見機関：必要な場合は看病人事業団を構成/看病の教育/看病サービスの派遣及び管理

○地域別実施方法

- －大都市：貧困層密集地域(永久賃貸住宅等)を中心に配置/入院患者に対するサービス支援
- －中小都市等：巡回サービスの提供

○留意事項

- －地域内無料看病の需要に能動的に取り組めるよう、対象者及び支援者を把握
- －看病は専門性が求められるので事前に十分な教育を実施することが必要

□不安定な家庭への支援(推薦事業)

○事業内容

- －独居老人や少年少女家長、障害者等が自立的に生活できるよう掃除、洗濯等を支援する。
- －不安定な家庭の未成年子女の放課後生活指導
- －欠食児童や老人への食事提供

○類似事業経験及び評価

- －フード・バンク事業が給食に関しては全国的なネットワークを構築して展開しているが、それに不安定な家庭の日常生活への支援が伴えば効果をより極大化できる。

○主対象

- －30 - 40代女性

○各主体別役割

- －市郡区：家事手伝い支援対象者の選定及び自活後見機関や地域社会団体へのサービス依頼
- －自活後見機関：手伝いサービスの支援及び管理
- －(宗教機関、福祉館等)地域社会団体：人手が必要な家庭を見つけ、自活事業参加者の力を借りて総合的な家庭支援を行う/必要に応じた手伝いサービスの支援及び管理

○留意事項

- －不安定な家庭に対するサービス支援が、多様な福祉資源を総合的に連携させる過程として

位置付けられるようにすべきである。

- －地域社会団体等に依頼する場合人材の管理に留意
- －一般ボランティアとの関係を定立

(地域での手伝い)

□不安定階層の家屋修理及び地域環境総合サービス(推薦事業)

○事業内容

－低所得層に対する家屋修理及び点検

- ・ 家屋修理(出入口、ドア、床、窓等)
- ・ 練炭によるガス漏れ検査
- ・ 塗装及び床の張り替え
- ・ 電気施設補修(漏電検査、ヒューズ等交替)
- ・ ボイラー修理

※ 生計保護対象者の内、持ち家の人に対しては住居給与(家屋修理費用支給)の代わりに修理サービスを提供

－社会福祉施設等に対する修理支援

－地域内障害者の通路及び便利施設(トイレ等)の設置

－空いた土地を利用したポケットパーク助成及び樹木植栽

○類似事業経験及び評価

－多くの自治体で公共勤労事業の一環として家屋修理事業を施行した結果良い反応を得た。

－職業訓練次元で塗装等に対する機能を教育した後、家屋修理作業に投入することで機能を向上させることが出来た。

－特に基礎生活保障法上の住居給与に代わって家屋修理サービスが提供されることにより、給与制度の充実化が可能になった。

－公共勤労事業の一環として多くの自治体で障害者利便施設の設置及び小公園(ポケットパーク)助成事業が実施された。

○主対象

－建築及び土木事業参加経験を持っている 30 代以上の男性

－塗装等の技術を持っている女性(或いは塗装技術を学びたい女性)

○各主体別役割

－市郡区：自活参加者を自活後見機関に依頼/家屋修理対象者及び施設を推薦または依頼(住居給与の対象)/家屋修理に必要な資材等の確保

※ 住居給与の一環として支給する場合必要な費用等は別枠で確保

－自活後見機関：家屋修理事業団を運営し、市郡区が推薦或いは依頼した対象者及び施設に対して修理サービスを提供する/後見人を連携し、一般低所得家庭の家屋修理に必要な資材費等を調達/家屋修理事業団の活動過程で共同体方式の小規模建設業体の設立を支援

○留意事項

－作業に効率性を高めるために専門技術を持っている者 2 - 3 人が作業団に含まれるようにすべきである。

－作業に必要な資材費等の予算確保

5) 自活プログラム…自活共同体事業

①自活共同体の趣旨と性格

- 自活共同体は独自の創業する能力を持っていない不安定階層者が共に創業及び自活出来るように「自活後見機関」等を通し支援する事業である。
- ※ 自活後見機関がない場合は、社会福祉館、民間失業対策組織、その他宗教・社会团体等が自活公共勤労の民間委託を活用し、自活共同体として発展させることが可能である。その場合自活後見機関の追加指定の際優先的に反映される。
- 自活共同体は業種選定から技術、経営指導まで体系的に一貫性を持って推進されるべきであり、特に設立および運営の過程において公共部門の支援が必要である。
- 自活共同体に対する支援方法は次の通りである。
 - －自活公共勤労及び公共勤労を活用した人件費の支援
- ※ 自活公共勤労の推薦事業と自活共同体事業が重なっている場合が多い。それは自活公共勤労が長期的に一般市場で独立可能な分野を中心に選定するからである。
 - －自活後見機関は自活のための情報提供・相談・教育及び技術・経営指導を担当
 - －保障機関は事業資金の融資(生業資金融資を活用)と共に、事業基盤の準備及び活性化のために次の支援が可能
 - ・ 国公有地の優先賃貸
 - ・ 国家または地方自治体を実施する事業の優先委託
 - ・ 国家または地方自治体が調達、購買する際、共同体の生産品を優先的に購買
- 自活共同体は基本的に自活後見機関が担当し支援はするが、それはあくまでも技術及び経営管理であり、より実質的な支援は地方自治体を通じた優先委託、優先購買等実際に経営の活性化を促進できる分野において実施されるべきである。
- なお、地域社会の条件に適合する方法の支援策を講じ、不安定階層が集団的に自活していくようなきっかけを作るために努力する必要がある。

②自活共同体事業の施行方案

- 条件付受給者の内、本人の要求および客観的な状況を考慮し自活共同体への参加が適当だと判断される場合自活後見機関に依頼する。
 - 後見機関は依頼を受けてすぐ自活共同体へ参加させるのではなく、類似する分野の自活公共勤労事業に参加させることによって適応可能な有無を判断してから必要な機能訓練を実施するのが望ましい。
 - 一定期間の自活公共勤労事業参加を通じて創業のための準備が整えられたと判断されたら2人以上のグループを構成し創業を推進
- ※ 自活共同体の設立及び支援要件
- 組合または付加価値税法上の2人以上の事業者として設立
 - 保障機関または自活後見機関より支援を受けられるような自活共同体としての要件
 - －構成員の内、受給者が1/3以上の自活共同体
 - －構成員の内、受給者または受給者のすぐ上に当たる階層が2/3以上の自活共同体
 - 例外的な支援事由
 - －保障機関または自活後見期間の支援を受けていた自活共同体が構成員の変動のため支援が打ち切れ共同体の存立が厳しくなった場合、次の条件に該当する共同体については3年の範囲内で継続支援が可能である。
 - ・ 構成員の中、受給者が1/5以上の自活共同体
 - ・ 構成員の中、受給者又は受給者のすぐ上に当たる階層が1/2以上の自活共同体

○自活後見機関は共同体創業の後、持続的な情報の提供、資金支援の斡旋、経営及び技術指導等を通じ構成員が早期に自活出来るように支援する。

③自活共同体の事例

○これまで韓国では「生産者協同組合」の性格を持つ自活共同体が多角的に模索されてきた。

○それらの大部分は貧困層密集地域で低い技術、少ない資本で創業できる分野を選定し「協同組合方式」の共同体を形成してきた。

※ 例：〔編訳者注〕

－縫製工場：ナヌム〔分かち合い〕物産、オッヌリ共同体等

－家屋修理建設屋：マポ建設、クリム・カットウン・ジブ〔絵のような家〕

－弁当配達業：ハンソッパ〔共同運命体〕

－洗濯業：アルンダウン・セタク・ナラ〔美しい洗濯の世〕

－清掃請負業：ヌルプルン・サラムドゥル〔いつもきれいな人達〕、プルン・ハンギョン・コリア〔きれいな環境の韓国〕等

○IMF 管理体制以降、公共勤労事業が実施されることにより、創業型自活共同体以外にも公共勤労を活用した共同体創業が活発に推進されるようになった。

※ 例：

－無料看病人派遣事業を通じた看病人共同体の推進：北部失業者事業団、チャムサラン〔真の愛〕看病人会

－森林手入れの公共勤労を通じた営林共同体の推進：太白自活支援センター^{テベク}

－家屋修理事業を通じた建設共同体の推進：冠岳区イルト〔仕事場〕^{カンアク}ナヌム〔分かち合い〕運動本部、城北自活支援センター^{ソンプク}等

○自活共同体は積極的な自活支援のためには大変重要な分野ではあるが、まだ成功モデルとして定着された状態ではない。

○それは多様な支援策が講じられていないことが原因である。

○一番重要な支援策は競争力が脆弱な自活後見機関に対する積極的な資金支援と「社会的な仕事の創出」のための配慮である。



＜参考－ソウル市・冠岳^{カンアク}自活支援センターの活動＞

冠岳自活支援センターは1996年6月に設立された代表的な自活支援センターで、既に10年余り前からボンチョン洞のサンドンネ〔丘に不良住宅が密集している地帯を指す。写真はカンアク区のあるサンドンネである。編訳者注。写真撮影：編訳者〕で活動していた聖公会所属の「ナナムの家」が中心になって設立された。センターには5名の常勤者が勤めているが、地域の日雇労働者、女性家長、障害者等に自活支援サービスを提供する活動をしている。

主な事業は、①求職相談及び就業斡旋、②共同作業場及び障害を抱えている労働者のための共同作業場運営、③縫製協同組合「ナナム物産」運営、④建設日雇い協同組合「ビジョン」運営、⑤衛生管理及び生活環境改善請負事業体「プルン〔青い＝綺麗な、編訳者注〕・環境」運営、⑥地域内の創業希望者の創業支援等がある。各事業別に少なくとも5-6個から多くは数十個の仕事を作り地域の貧困世帯の自活に役に立っている。しかし事業の運営・管理のための空間不足、事業費不足のため事業拡張には限界があり、販路開拓に困難な状況である。

○自活促進のためには臨時的な仕事ではなく長期的な仕事が必要である。

○一般労働市場で即ち仕事を手に入れるのは事実上不可能なので公共部門での就業機会の拡充が必要である。

○「社会的な仕事」は無料看病人のように、これまで必要だったが供給されなかった分野を中心に創られるべきである。

○政府だけではなく市民社会の全体が「社会的な仕事」のための予算、人材、インフラの構築のために努力すべきである。

6) 自活プログラム…個人創業の支援

①個人創業支援の趣旨と性格

○低所得層に創業のために必要な資金融資および技術・経営指導を提供することによって自活・自立の基盤を準備できるよう支援する。

○個人創業は共同体レベルではなくても個人が十分に創業を持続できるような条件が整った時実施される。

○資金融資は基本的に「零細民生業資金融資」を活用し、技術及び経営指導は自活後見機関や「小商工者支援センター」等で実施する。

○ただし個人創業は自活プログラムとして扱うよりは、自活共同体及び自活公共勤労と多角的に連携し運営されるプログラムの一部として扱われるべきである。

－後見機関の判断によって自活共同体に参加している受給者に個人創業を推薦することができ、既に個人創業の条件が与えられた者の場合でも必要に応じて後見機関等が支援を行われるようにする。

※ ただ、就業対象者に対する創業支援は基本的に職業安定機関によって管理される。従ってここで扱う個人創業は多少能力が落ちる非就業対象者達が利用可能な資源を活用して創業することを意味する。

②個人創業支援の方法

○個人創業対象者の選定は担当公務員が受給者の欲求、意志、能力等を考慮して判断するが、本人の意志や計画だけで判断するのではなく、自活後見機関や小商工者支援センター等に相談し、慎重に判断することが重要である。

○市郡区は創業のための技術・経営指導が必要な個人創業者に直接(創業支援センター等がある場合)に、または自活後見機関及び小商工人支援センター(中小企業庁)等を通じて支援することが出来る。

※ 小商工者支援センターでは本センターを通じて事業に成功した経験者達がボランティア(約 1600 名)として活動しており、創業及び経営相談、業種・業態別創業マニュアル開発の普及等について無料で支援している。

○そして資金支援を斡旋し事業性格、規模等によって申請額を助言する。生業資金の融資を受けられる場合は次の通りである。

- －受給者が創業する場合
- －受給者及び受給者のすぐ上の階層と共同で創業する場合
- －受給者が構成員として参加した法律第 18 条の自活共同体が創業する場合

③個人創業の支援事例

○条件付受給者が個人的に創業することは簡単ではない。資金・情報・技術・経験等が不足しそれに関連する支持網も脆弱である。

○既存の創業情報や案内書は大部分の場合が一定水準以上の資金と技術を求めているので、生計保護対象者が活用するには難しいところがある。

○部分的に老人創業情報等においては役に立つが、まだ個人創業に間する支援事例が十分ではないことは明らかである。

※ 参考：老人創業推薦業種(韓国保健社会研究院)

- －パソコンで作る即席印鑑ショップ
- －鍵屋、靴修繕屋
- －即席カマボコ屋(路店〔屋台〕)
- －即席餅・カルビ専門屋(路店〔屋台〕)
- －駄菓子販売店
- －移動式飲み物屋(ジュース・バー)(路店〔屋台〕)

○路店〔屋台〕、小規模店舗、縫製請負のためには機械の購入等の支援が可能だが、非就業対象者が自分で生業資金の融資を受け創業をする場合は慎重に判断して施行すべきである。

<付表>

1. 大都市地域と中小都市地域の民間委託公共勤労事業の遂行機関と事業の内容

付表-1. 大都市地域(例：ソウル市ノウォン区)

サービス形態	機関区分	機関名	供給可能な事業	供給規模(名)現行 / 今後の目標	備考
公共勤労事業	公共	ノウォン区役所	一般公共勤労事業	162 事業 / 1854 名	2000 年 2 段階
		ドボン雇用安定センター	労働部就業対象者公共勤労事業		今後計画
	民間	北部失業者事業団	飲食物再活用収去業体	現在参加人員 20 名	公共勤労民間委託
			森林手入れ事業	現在参加人員 55 名	山林庁委託事業
			廃パソコンリサイクル事業	現在参加人員 6 名	「失業克服国民運動」支援事業
		ノウォン自活支援センター	無料看病人派遣事業	現在参加人員 25 名	公共勤労民間委託/特別就労事業
			生計保護者及び障害者家庭への無料塗装業者の派遣	現在参加人員 5 名	特別就労事業
			生計保護者家庭及び施設の無料洗濯支援	現在参加人員 8 名	特別就労事業
			青年失業者の職業訓練公共勤労	参加人員 17 名	ソウル市民間委託

付表-2. 中小都市地域 (例: 全羅北道・全州市)

機関名	事業名	参加期間	参加人員
大韓聖公会・ジャグン・サランウイ・ジプ〔小さな愛の家〕	飲食物再活用事業	99.7-99.12	19名
	放課後活動指導	00.1-00.9	
全州勤労者宣教相談所	郵便・ポスター貼り	00.1-00.3	25名
	体育公園	00.1-00.6	
	環境事業所	00.1-00.6	
	公園助成	00.1-00.6	
	林協の森林手入れ	00.3-00.6	
	リサイクル・分離収集	00.1-00.6	
	川辺整備	00.1-00.6	
全北地域建設労働者無料就業斡旋センター	民有林の手入れ	00.1-00.6	62名
	建設現場監視	99.10-99.12	
勤労福祉公団	雇用保険業務補助	00.1-00.8	15名
失業者総合支援全北センター	飲食物飼料化事業	99.7-00.7	16名
全州東部雇用安定センター	求職セールス公共勤労事業	99.11-00.6	44名
全州西部雇用安定センター	求職セールス公共勤労事業	99.10-00.8	21名
ウソク大学社会教育院	文化遺産の映像デジタル化	99.8-00.3	10名
ソンエ在家老人福祉会	社会福祉支援 老人家庭訪問事業	00.1-00.6	1名
全州在家老人福祉センター	老人訪問サービス	00.4-00.6	1名
インボ老人総合福祉館			2名
エンマオ・サラン病院・在宅老人福祉センター	老人家庭訪問サービス	00.1-00.6	1名
ヨミョン在宅老人福祉センター	家庭奉仕員派遣事業		1名
ドンアン総合社会福祉館	女性社会福祉支援	99.9-00.6	60名
	全州市公共勤労	99.9-00.6	
全州 YMCA	漫画店モニタリング	99.9-99.12	15名
	PC店モニタリング	00.1-00.3	
	PC店、青少年がよく寄る店	00.7-00.9	
	TVモニタリング	00.4-00.6	
全州平和社会福祉館	敬老食堂	00.1-現在	11名
全北総合社会福祉館	老人家庭訪問サービス 老人おかずサービス		6名
全州総合社会福祉館	家事補助員	00.5(2週間)	60名
		99.4(1ヶ月)	
全州市精神保健センター	全州市民精神保健質問調査	00.4-00.6	25名
	週間再活プログラム	00.7-00.9	
エンマオ・サラン病院			1名
全北障害者総合福祉館	炊事補助・清掃	00.4-00.9	2名
全州市保健所	公共勤労訪問看病事業	00.1-00.12	20名

2. 共同体創業支援事業の遂行機関と事業の内容－大都市のみ－

中小都市地域の場合、自活後見機関を中心に自活共同体事業が運営されているが、地域内の市場が狭く、共同体の生産物(サービス)の販路開拓に苦勞している状態である。従って大部分の自活共同体事業は民間委託の公共勤労事業の形態で行われるしかないと思われる。そのことについてこの中では大都市の事例のみを紹介することにし、その他の民間委託の公共勤労事業については付表－2を参考にしてもらいたい。

付表－3. 共同体創業支援事業の遂行機関と事業の内容

サービス形態	機関区分	機関名	供給可能な事業の内容	供給規模(名) 現行/今後の目標	備考
共同体創業支援	公共	北部勤労福祉公団	長期失業者、失職女性家長	長期失業者 1 件 /失職女性 20 件	2000 年 2 月から 1999 年から現在
		ノウオン区役所・社会福祉課	生業資金融資	4 名 4,100 万ウォン	2000 年 1 - 3 月
	民間	ノウオン自活支援センター	シルガ・バヌル [糸と針]、ウリ・プンセ、ヌル・プルン・サランドゥル、ナヌム建設日雇労働者共同体、洗濯業共同体の自活共同体	5 ヶ所・現在参加人員 85 名 /今後の計画人員 130 名	自活共同体支援
		北部失業者事業団	飲食物再活用収去業、森林手入れ営林共同体、廃パソコンリサイクル事業	3 ヶ所・参加人員 50 名 /今後の計画人員 80 名	自活共同体運営・支援
		ハゲ社会福祉館(希望の家)	ボイラーの施工・手入れ	年 5 件	

3. 全国自活支援センター現況と主な活動

自活支援センター名	活動内容：名称(業種・雇用現況(人))
ソウル市・冠岳区	ナヌム物産([分かち合い]、縫製/16)、ビジョン(建設日雇い/3) プルン・環境・コリア([青い環境韓国]、清掃請負/15)
ソウル市・ノウオン区	シルガバヌル([糸と針]、縫製/15)、ウリプンセ(縫製/8) ノウオン・ヌル・プルン・サランドゥル([常に綺麗な人々]、清掃請負/10) ナヌム建設([分かち合い]、建設日雇い/4)、ナヌム看病人(看病人)
ソウル市・マポ区	アルンダウン洗濯ナラ([美しい洗濯の世]、洗濯/8)、ヤッソン・オンマ・フェ([薬手の母の会]、看病人/25)、マスル・マンドゥヌン・サランドゥル([味を作る人々]、出前配達/15)、マポ・プルン・環境(清掃請負/3)、グリム・カッタウン・ジブ([絵のような家]、建設日雇い/2)、タサラミ(縫製/7)
ソウル市・城北区	ドゥルムセ(縫製/8)、城北ヌル・プルン・環境(清掃請負/4) ドゥレ建築(建設日雇い/5)
釜山市・ササン	ダソル・ヨンヨク(清掃/12)、チャンゾ・ハヌン・サランドゥル([創造する人々]、建設/15)、看病人(看病/6)
釜山市・東区	MC オペロル(縫製/15)
デグ市・北区	緑色マウル([緑色のまち]、建設/3)、プルビ(塗装屋/9)、ソマン事業団([願いの事業団]、看病/10)、ムルレ(服の修繕/3)
デグ市・南区	ヘッサル([日差し]、看病/16)、イルグ建築(建設/4)
仁川市・東区	ダサン建設(建設/6)、ハンマウム・ドウミ([心を合わせた手伝い]、看病及び

	派出婦(10)、キョンソ(縫製/4)
光州市・南区	ウリドゥリ(建設/60)、リサイクルセンター(リサイクル/7)
大田市・東区	ソンシ共同体(15)、サンボ食品流通(15)、看病人
ウルサン市・南区	クルボル事業団(〔ミツバチ事業団〕、清掃及び産婦手伝い)
ウルサン市・北区	ウルサン・ヌル・プルン・サランドゥル(清掃請負/4)、ヨンポ商事(リサイクル/2)、古着リサイクル及び修繕業(2)
全羅北道・全州市	ドェサルリン事業団
忠清南道・天安市	ヌル・プルン・食品(〔常に青い食品〕、大豆もやし工場/7)、ソンノ建築(建設/8)
京畿道・カンミョン市	看病(15)、ベイビー・シート(5)、塗装業(2)
全羅南道・ヘナン市	プルチル(塗装業/5)、フンネウム共同体(〔土のにおい共同体〕、農家への人材派遣/5)

注：全国 20 個のセンターの内 1999 年に新設された 3 ヶ所の資料は除外する。参考として、保健福祉部は 2002 年まで自活支援センター(自活後見機関)を 270 個に増やし、全国の主な市郡区に 1 ヶ所ずつ設置する計画である。

出处：韓国自活支援センター協会資料、大統領秘書室クオリティ・オブ・ライフ向上企画団(200.1)より再引用

(註) 参考文献

1. 「地域特性別自活支援事業事例集」(保健福祉部・ソウル市政開発研究院、2000.9)
2. 「共同体と共に行う自活支援」(大統領秘書室クオリティ・オブ・ライフ向上企画団、200.1)
3. 「自活生産共同体運動のキルザビ〔手引き〕」(韓国都市研究所、2000.3)

(2) フランス

1) フランスにおけるホームレスへの対応概観

フランスをはじめとする EU 諸国では、ホームレス概念は日本と異なり、より広い範疇で捉えている。この論点は本項の課題ではないので詳しくは述べないが、フランスでは、この広義のホームレスはおよそ 15 万人存在すると言われている。

この数値を見ても分かるように、フランスではホームレス問題は深刻な社会問題であるが、この解決にあたってホームレスだけを対象とした法律は存在しない。しかも、わが国のように生活保護法という単独法によって規定されるのではなく、多くの法によってこの問題が取り扱われている。すなわち、参入最低限所得手当 (RMI、1988 年)、住宅扶助 (ベソン法、1990 年)、普遍的医療保障法(1999)の適用、職業養成と国庫補助契約による就労支援などによって、ホームレス支援が行われている。

また、1998 年には「社会的排除と闘うための法律」(以下では、「反排除法」)が制定された。この新しい法律は、ホームレス問題を「社会的排除」というキーワードのもとに捉え返し、これまで展開されてきたホームレス支援策にしっかりした位置付けを与えることを目指すとともに、新たな取り組みを推進しようというものである。

こうした取り組み推進の背後は、「社会的排除→社会的包含・統合」論、「ベーシックインカム」論の二つの政策理念についての議論がこの 20 年間に相当進められてきたことがある。

なお、フランス政府は、5 月末までに新しい「排除に抗する闘いのプログラム」を発表する予定である。これは、昨年 12 月、ニースで開催された EU サミットで、14 カ国政府に「inclusion」のための具体的な計画の作成を義務付け、6 月 1 日にヨーロッパ委員会(Commission)に提出しなければならないという取り決めがなされたことによる。ただし、スウェーデンなどは「排除」という「政策」概念がないらしく、若干各国の対応は違うようである。イギリスのブレアは反排除計画を最優先社会政策と位置付けている。

以下では、フランスにおけるホームレス支援の諸政策の中で、とくに就労支援事業について紹介していこう。なお、それを述べるに先立って、フランスではホームレスの自立への道をどのように描いているか、その概略を示しておこう。

2) ホームレスの緊急受け入れと自立への道

路上に出てしまったホームレスの緊急受け入れとそこを起点とした自立への道は、住むところの確保とその充実を軸に進められている。それを図示すれば、図 5-2 の通りである。

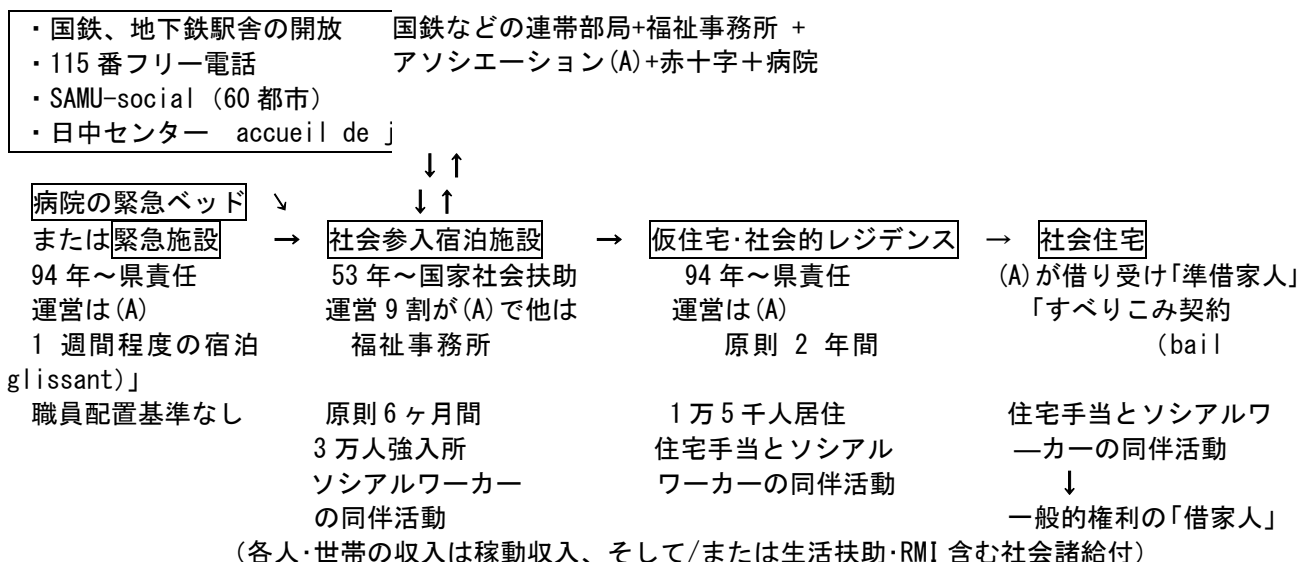
路上に出てしまったホームレスは、まず各県の義務として実施されている無料電話「家なしのための緑の電話番号 115 番」に電話することで、緊急の対応を得ることができる。「即座、無条件、匿名」をスローガンに、暖かい就寝、食事、世話、相談、宿泊施設の提供などのサービスが実施されている。

また、社会的緊急医療援助サービス (SAMU-social) が 60 都市で実施され、運転手、ソーシャルワーカー、看護婦で構成される夜間巡回チームで、緊急援助——暖かい食事、毛布・寝袋、医療の提供、宿泊施設・病院への輸送——が実施されている。また、緑の電話は、この SAMU-social に直通でつながっている。パリの場合、115 番に電話をした者は 98 年 24,344 人、99 年 27,456 人であった。

この他、「日中の受け入れセンター (accueil de jour)」や「夜の受け入れセンター (accueil de nuit)」がある。これらの施設は、おおむね両方の機能を兼ねているものが多く、全国に約 100 箇所存在する。

「日中の受け入れセンター」では、それぞれのホームレスの需要に応じて食事、衛生、郵便箱、個人的な荷物預かり、相談などのサービスを提供している。また、地域によって呼び名は異なり、たとえば、アベ・ピエール財団の管理している施設は「連帯ブチック」などと呼ばれている。

図 5-2. ホームレスの緊急受け入れから自立への道



「夜の受け入れセンター (accueil de nuit)」は 「日中の受け入れセンター」と同様の活動のほか、単泊または複数の宿泊も実施しており、これは、94 年の住居法や 98 年の反排除法によって、緊急宿泊施設の整備が県の義務となっている。これらの施設の中には、薬物依存者や暴力被害を受けた女性たちの専用の施設も存在し、多様な名前 (社会ホテル、夜のシェルター、緊急宿泊寮、緊急宿泊センターなど) で呼ばれている。この他、国鉄の労使によって設置された連帯委員会が、駅やホームで行き場を失った人々に対し、相談事業や緊急宿泊施設の提供などが行われている。また、冬場は、パリ市営地下鉄公団では一部の地下鉄ホームの夜間解放を実施している。

この他、暴力被害から離婚した女性、住居から強制退去させられた家族などで、初めて路上に出ざるを得なくなった人々に対しては、集団的宿泊によるトラウマまたはスティグマを避けるため、アソシエーションの借り上げにより運営されているホテルでの宿泊 (nuitées d' hôtel) も可能である。

このように、路上に出してしまった人々に対して、素早い対応を行うとともに、十分な数の宿泊施設が確保されている。

そして、これらを起点にして、多様な自立へのプログラムが実施されているが、その基本は、社会参入宿泊施設→仮住宅・社会的レジデンス→社会住宅への移行にある。社会参入宿泊施設では、メンタルケアとともにソシアルワーカーとの相談により自立プログラムの作成する。場合によっては、職業訓練を兼ねた就労支援事業を受けることもできる。こうして、自立への第一歩を踏み出すが、それぞれの社会参入意欲の高まりや収入の増加にともなって、仮住宅・社会的レジデンスさらに社会住宅へと移行していく。これらの段階でも、家賃補助、ソシアルワーカーによる同伴活動 (随時の相談活動) そして就労支援事業が実施されている。

3) 社会的最低限所得保障

こうした自立支援策の実施にあたって、まず基軸となる政策は社会的最低限所得保障（RMI）である。

ここでは、その内容をごく簡単に紹介しておこう。

①1988年12月1日法（社会的最低限保障法） 第1条

「年齢、心身状況、経済及び雇用状況に関連して、就労が不可能なすべての人々は、生存についての適切な諸措置を社会から享受する権利を有する。生活上の困難な状況にある人々に対する社会的、職業的な参入は国民的要請である。この目的において、参入最低限所得（RMI）を、本法で決められた条件の下に支給する。この RMI は、あらゆる形態の排除、とりわけ教育、雇用、職業基礎教育、健康、住宅の分野における排除を解消することに向けられる。貧困に対する闘いにおけるグローバルな施策の基本的措置の一つである。」

②適用対象と援助

○制度創設の理由

失業保険受給期間の過ぎた者、補償のない者が全失業者の3割にのぼる（77万人）という事態への対応

○対象：

雇用保険給付が終了した者

○援助：

- a. 収入が定められた最低限所得に達しない25歳以上の個人への、最低限所得手当の支給と住宅保障、医療保障
- b. 職業参入支援。受給者の家庭環境、教育水準・職業資格などの能力、そして県が提供できる就労手段を考慮して、職業参入を支援

○参入手段及び施策：

- a. 受給者の意欲を動機づけて再奮起させる活動
- b. 公共的利益を生む雇用・就労
- c. ソシアルワーカーの社会的同伴活動による受給者の市民生活における自立の確保、地域におけるアソシエーションの社会的団体活動への参加、余暇・文化・スポーツ等の諸活動への参加
- d. 住宅（再）入居や住宅改善への援助
- e. 職業基礎教育や就労に関する訓練受け入れ企業や職業訓練機関・アソシエーションとの協定（補助金支給など）
- f. 医療保障の施策

4) 就労支援事業

この社会的最低限所得保障受給者はホームレスとその予備軍的な失業者たちであるが、その数は約200万人、このうち、約半数は労働能力のある者と言われている。彼らに対して、フランスでは多様な経済的参入支援策（＝就労支援事業）が実施され、社会的最低限所得保障による現金給付とともに、国庫による補助雇用が行われている。

この経済的参入支援策としては、次のようなものがある。

- ①公的就労＝自治体などの直接雇用
- ②企業における職業資格取得のための実習
- ③連帯雇用契約＝企業、非営利アソシエーションによる雇用
- ④「経済を通じての参入支援活動」

公的就労は、自治体が正規雇用職員の仕事の領域以外の分野で市民サービスの向上につながる仕事を新しく創り出し、その領域でホームレスに限らず多くの失業者を直接雇用するものである。第二の企業における実習は、彼らを対象とし、職業資格取得を目的して実施されている。第三の連帯雇用契約は、新たな就労先を見いだすのが困難に者に対して国家、企業やアソシエーションそして本人の間で連帯雇用契約を交わし、これにもとづいて一定期間雇用するというものである。そして、とくに興味深いものとして、第四の「経済を通じての参入支援活動」がある。

この活動を担う組織として、参入支援企業 (Entreprise d' Insertion (EI)) と労働者派遣仲介機関 (Associasion Intermédiare (AI)、Entreprise de travail temporaire d' insertion (ETTI)) の二つがある。

参入支援企業が増え始めたのは 1980 年代からであり、70 年代末、いくつかのホームレス宿泊施設のソーシャルワーカーたちが施設居住者に対する自立の道を拓く闘いとして、施設内に付属の作業場を作り始めたことがきっかけであった。もちろん、こうした動きを受けて、政府も 80 年代にはこれに対する支援も実施しはじめた。こうして、宿泊施設内作業所や就労生活適応センターにおける作業場が増加した。

また、政府の財政的支援が軌道に乗ったことを受けて、民間のアソシエーションも独立した参入支援企業を創設していった。この民間のアソシエーションが設立したものには、非営利団体 (NPO) の形態をとっているものから有限会社・株式会社までいくつかの組織形態がある。その事業分野も、建設、自動車修理、農業、山林管理、レストラン、運輸、情報など様々な産業分野にわたっている。このようにして、フランス全体では 1996 年には、前者の作業所が 250 カ所、後者の参入支援企業が 770 を数える。

他方、労働者派遣仲介機関も 80 年代中頃以降設立が相次ぎ、これらの機関への国・県などのよる助成も実施される中で、96 年には 1,110 に達する機関があると言われる。また、これらすべての機関で働く就労者数は 96 年には 4 万 8000 人であった。

昨年 12 月、パリにある二つの機関を訪問して直接、その事業活動を知ることができた。一つは、レストラン経営を通じて参入支援を行っている企業 Le coq HERON (ル コック エラン)、もう一つは労働者派遣仲介事業を行っている Dyna. MO (ディナモ) である。

以下では、このうち、Dyna. MO について詳しく紹介していこう。

5) 労働者派遣仲介企業 Dyna. MO について

労働者派遣仲介企業には、Associasion Intermédiare (AI) と Entreprise de travail temporaire d' insertion (ETTI) の 2 種類があり、Dyna. MO の場合は、両者の組織を運営している。

前者の AI は、就労困難層を対象に初歩的な職業訓練を派遣事業を通じて実施する機関、後者の ETTI は、それを終了した人たちがより高度な技能を習得するために、また本格的な社会参入を果たすための訓練を受けるための派遣事業を実施している。以下では、インタビューによって得られた知見を、箇条書き風に紹介しておこう。

<DYNA. MO の活動 ETTI としての活動 (有限会社組織) >

○ETTI の設立 : 95 年

完全に民間の派遣会社が、パート労働者を派遣して時間労働をさせるのと同じようなことをおこなう。ただし、対象となる人達が非常に人間的に困難な問題を抱えている、すなわち健康上の問題、健康上についてはアルコール問題、あるいは精神的な問題、あるいは住居の問題、あるいは資格、職業訓練で読み書きの問題からはじめなければいけないといった問題を抱えている人達を、相手にするところが、民間派遣会社と違う。DYNA. MO は、就労契約とい

うものを交わす。

- ・ 2000 年度の派遣対象者 141 名：かれらの派遣期間は様々 最低 1 週間、最長は 1 年以上
- ・ スタッフの仕事 10 名：受け入れ企業を探す仕事している人が全スタッフの 50%
困難な状況にある人たちに全日同伴活動を行う人が、残りの 50%
- ・ 国からの支援：派遣労働者受け入れ企業に対して補助金がでる。

①助成金 年間 12 万フラン：

社会的労働の年間あたり 2 万 1 千時間の就労時間をカバーする金額として助成される社会的労働といった場合は、その量ではかれないが、国は一応この時間数を規定して、それに対する助成金を出している。

②雇用者負担が免除される

最低賃金の 100%に相当するものが免除される

最低賃金額以上の給料をとる人がいた場合には、その差額分はこちらが負担しなくてはいけない。

・ 成果：

雇用による社会参加が可能になった人。CDD (期限付き労働契約)、普通の形態での派遣社員として、そういった労働契約をもってここを出ていった人が、今年 35%

<DYNA. MO の活動 AI としての活動 (非営利団体) >

- ・ 1987 年に設立された非営利団体
ETTI としての DYNA. MO は、有限会社の資格をもっているが、AI のほうは 1901 年の法にのつとる非営利団体として承認されている。
- ・ 国からの免除
AI でも雇用者負担は免除される。
ASI (Appui social individu) 個人的な社会支援というひとつの職務があるが、この職務について働く人の給料というのは DAAS のほうから出る。
DAAS は、6 ヶ月に付き 12 万フランの支援、国より倍の支援をしている。
- ・ 派遣先企業
ここに来る人を使ってくれる顧客としての企業：AI の場合はパリ市内のみに限定。但し、ETTI はパリ市郊外も含むパリ地方に派遣できる。

<ETTI としての DYNA. MO と AI としての DYNA. MO の違い>

- ・ 利用者となるべき企業
ETTI の場合：完全に企業が利用者である
AI の場合：絶対に企業ではない。非営利組織としてのアソシエーション、半官半民の団体、あるいは個人。決して、企業に向かっては出て行かない。
- ・ TDA (付加価値税)
ETTI の場合：19.6%の付加価値税を払う義務がある。
AI の場合：非営利団体ゆえに免除される。
- ・ 提供するサービス
ETTI と AI に共通して、いちばん多いのは、いわゆる団体の給食サービス、特に、大学の学生食堂にもよく派遣されている。
AI の場合：家事手伝い。アイロンがけから、一般家庭で必要とすることすべて。
その他、引越の人夫として働く場合もある。
半官半民の場合はいちばん多いのはレストランに向かって出て行くということ。
第 3 次産業では、書類の整理、あるいは封筒入れ作業などが、大体の職種。
- ・ AI における職業訓練 (Formation)

- ① ここに来る人達は、働くためのフォルマシオン（職業訓練）を受けている人ではない。いろいろな難しい問題を抱えている。
 - ② 土曜日に3回、フォルマシオンを実施。例えば、個人の家庭に行った時に、衣服はどういうふうにしたらいいかを教える。それから洗剤の使い方、こういった種類のところにとどの種類の洗剤を使えばいいのかということ。
 - ③ の研修は、DYNA.MOの自己資金で実施。
 - ④ 以上のフォルマシオンは、2000年にやったこと。1999年では、職に就くときに必要とすること、例えば時間を守ること、職場のヒエラルキーを尊重するといったことなど。
- ・雇用期間 EI の場合 期間ごとに雇用契約を交わす（3ヶ月契約、6ヶ月、9ヶ月、12ヶ月、あるいは2年）、同伴活動を伴う
 - AI の場合 AI から外部企業に働きに行く。同伴活動はない。
- ・社会参入への過程
DYNA.MOに、雇用による社会参入を求めてくる人に対しては、まずAIの枠組みで働かせることから始める。理由は、AIに登録している利用者のほうが、ETTIに登録している企業よりも要求事項が少ないからであり、条件の厳しくない労働を提供しているAIの労働のほうから始めていくのがなじみやすいからである。
 - ・AIにおける評価システム
AIから出て行く人達は、受け入れ相手による評価を受ける。fiche d'evaluation（評価票）が作成される（毎月あるいは3ヶ月おき）。時間を守って出勤してくるか、自立して仕事をしているか、責任をもって仕事をしてるか、などを、5段階の評価（tres bienから始まって、破局的なastrophiqueなまでの5段階評価）をされる。
ETTIも同様の評価票がある。
 - ・評価にもとづくオリエンテーション
相手先から上がってくる評価にしたがって、オリエンテーションをどう行うか、何が欠けておるかについて、私たちの判断の基準とする。
 - ・AIからETTIへ
AIの枠組みでの仕事ができるようになった人は、ETTIという企業のみが相手先となる枠組みへ移行。厳しい要件を突きつけてくるそちらのほうでも、仕事ができるようにする。
 - ・達成率
AI終了時における達成率は、20～25%、それに対してETTIの場合は35%、時には40%。AIによる訓練だけでは十分ではないということである。
このため、DYNA.MOとしてはAIと、非常に厳しい要求をされるETTIの二つをつくることによって、職業による社会参入を系統立てて、あるいは人々がより多くの適応力を持って活動できるようにしている。

<AIへの参入の経路>

いろいろな経路がある。自発的にやってくる人、口コミでくる人、市、区、あるいは社会住宅などのソーシャルワーカーの紹介により、やってくる。

- ・AI参入時における健康状態のチェック
AIに入ってくる人のために、パートで医者がくる。医者がこちらに登録した人を必ず診察し、どこの医療センターに行けば、無料であるいは安い施療を受けることができるかをアドバイスする。
これは、私たちと労働者の受入機関とのパートナーシップを保つために、必要なことである。
- ・AI登録者の特徴
26歳～49歳が60%で、もっとも多い。25歳以下20%、50歳以上25%。

女性は、たとえば、派遣先として多い給食業の場合は、サービス係、給仕係。男性は、皿洗いを含めて裏方の仕事が多い。

国籍はフランス国籍、外国籍が半々。北アフリカ出身者が外国国籍としてはいちばん多い。

・ Carte d' identite の所持について

こちらが社会参入の手助けをすることは、規定に沿わない人はだめである。たとえば、提出される身分証明書に不正行為のあとが見られるような場合は、雇用主として、その人を雇うわけにはいかない。絶対にそれは拒否する。

<SDF (家なしホームレス) の受け入れ>

SDFを受け入れている。こちらで担当したことがあるケースは、前に住んでいた社会住居から追い出されて、その間 3 日間、橋の下で野宿をしたという女性ある。その野宿の間に完全にちょっと様子がおかしくなってしまう、彼女の受け入れ先にむかって「少し時間の猶予をやってくれ」ということで、SDF でありながら受け入れられたケースがある。

<AI 登録者と住居保障>

例えば民間アパートに 10 人で住み、きわめて狭いといった場合には、その人達にふさわしいアパートを見つけるために、アシスタントソシアルの助けを得るということもある。

それから foyer d' hebergement から来る人もいる。SDF もいる。

なんといっても、住居をしっかりとすること、雇用先を見つけることは両方、対になっていることですから、絶対に第 1 に住居を見つけることがなければならない。

ここに来る人は、まず第一に働き口を求めて来ます (たとえ住むところはなくても)。しかし、そこで DYNA. MO の果たす役割は、「働くには、住居なくしてはだめなんだよ」ということを教育しなくてはならない。そのことが、来る人のなかには、わかってない場合もある。

ここに来る人のすべてが、住居の問題を解決できるわけではない。でも、SDF の人にも、短期間の何かの仕事、1 日 4, 5 時間、わずかでもお金が入る仕事を体験させてあげることが、その後のことを考えると必要ではないかと思っている。しかし、雇用と住居を同時に見つけるということは、なかなか困難である。

<DYNA. MO の活動にとって最も重要なこと>

それはパートナーシップということ。登録者の健康問題、研修・訓練など全て、アシスタントソシアルの人達と、私たち DYNA. MO と、それから本人が、一体となって仕事をしないとうまくいかない。特に、私たちにとって、そういったパートナーとなってくれる人を多く抱えていることが、強みになるし、それなくしてはできない。

<申込者と実際の登録者>

AI、ETTI いずれも、申し込み者の 3 分の 1 しか受け入れることができない。ソーシャルワーカーから、「この人は働けるから」といって紹介されても、DYNA. MO から見ると、その人が就労できる条件を持っていないということを発見することもある。したがって、就労の前にフォルマシオンを受けるべきかどうかを、こちらのほうは、判断する場合があります。

申し込みに際して、10 人~20 名ぐらいの申し込み者を集めて、ETTI、AI が何かという全体的な情報を与える。また、個人面接もある。ただし個人面接は任意的なことで、別にこれを受けなくてもよい。

登録することになると、全ての必要事項に記入してもらおう。その登録すべてが終わった場合には、毎日朝は少なくとも 8 時から 10 時のあいだ、夕方は 4 時から 6 時のあいだ、仕事を探しに自分でここにできるだけ頻繁に来るように、指導している。そうすると、ここに来ているあいだに別室でもって、いろんな仕事についての情報雑誌を見たりすることもできる。と

にかく自分で歩いてここまで来るといふ努力をすることを勧めている。

ETTI：一年間で130名が仕事をした。AI：この枠では、その倍の人数が働いた。

<仕事が見つかるまでの生活費保障>

- ・40%が収入ゼロ、なにも得ていない。アセジックの権利をもっている人が30%、RMIstが20%。中には、ゼロフランではなくて、1日2時間程度の仕事をするという契約を持って来ている人もある。

- ・40%の収入ゼロの人々について

25歳以下だとゼロ。外国人でRMIをもらうには3年以上の居住が必要であるが、外国人のなかには3年以上ここに居住している証明がないから、生活費保障がゼロという人もいる。それ以外のカテゴリーとして、社会的な援助には関係したくない、扶助には関係したくないと思っている人もいる。

すなわち、40%のなかには、①25歳以下の若者、②外国人で滞在年数が少ない、あるいはそのアセディックがもらえない、③一切そういった社会的扶助には耳を貸さない(50歳以上の人も)、これらのタイプがある。

<DYNA. MOの発足(87年)の経緯>

①設立の背景

フランスの86~87年という時期：ちょうど失業者が増加していた時代、そして失業者の置かれている状況もだんだんと悪化していくという時代であった。そのなかで、企業関係者をはじめいろんな人達が、失業者を救援することが必要だと思ったことが、まず背景にある。その彼らが、ある理事会を設立し、「共通の問題としてなにかしなくてはいけない」と思ったのが87年で、AIを設立した。

その理事会は現在もあり、当時その理事となった方のなかには、現在もメンバーとして残られている方もある。3名がSDF担当。

したがって、社会活動だけに関わっている人ではなく、民間企業からも、こういう活動に参画したということで、彼女自身も民間銀行の紛争解決係にいた。

95年には、AIだけでは無理だということで、ETTIを設立した。そのひとつの理由は、TDA(付加価値税)を非営利団体は払う必要がないということがあり、これはその他の民間企業との間で不正な競争になると考えたことにある。つまり、このようなことでは、93年からオプリー法によって、ETTIを作ることが推奨されていたが、その先駆的モデルたるものとして、DYNA. MOの理事会が95年にETTIを組織として作るべきと考えた。ただし、DYNA. MOのAIがETTIの95%の資本を所有している。

(3) アメリカ

現在、アメリカには無数のホームレス支援団体が存在する。その中でも活発な支援活動が展開されているニューヨーク（NY）で、日本の野宿生活者の就労・自立支援の参考となりそうな4つの団体の取組について、そのポイントとなるところを紹介する。

ただ、現在のアメリカのホームレスは女性や子供が増えており、殆どが麻薬中毒者で、日本の野宿生活者とは基本的な属性で異なる面があることについては留意が必要である。

最初に紹介する団体は、NYのマンハッタンにある「1) コーリーションフォーザホームレス (CFTH)」という団体で、NY市内で最も有名なホームレス支援団体である。CFTHは「NYの全ての人々がベッドで寝る権利を保障する」としたベッドロック法をNY州に制定させるよう働きかけた団体で、ホームレスのシェルターの確保と無料食料配給に力を入れており、自立支援活動としては女性の就労活動の支援を行っている。彼ら就労トレーニングは女性を対象にしているが基本的なものの考え方は参考となる。

二番目に紹介するのはワシントンDCにある、「2) DCセントラルキッチン」という団体で、「食はホームレスを救う」をモットーに斬新な調理技術の就労トレーニングを行っている。この団体は政府に食材寄付保護法を制定するように働きかけた団体でもある。使いきれずに捨てられていく食材をレストランや食料品店から「救済」し、ホームレスの人々の食事に変えていくと同時に彼らの就労トレーニングをおこなって、飢餓とホームレスの就労問題を解決していこうというユニークな団体である。その活動内容は現在全米の様々なところで模倣されており、アメリカのマスコミの取材対象ともなったりしている。

三番目に紹介する団体は「3) ドゥ・ファンド」と言われるNYの団体で、ここはホームレスシェルターを自ら運営し、ホームレスを雇って地域の清掃活動をし、最も援助しにくいと呼ばれる薬物依存症のホームレス男性の自立支援活動を行っている。この団体のモットーは「Work Works (仕事でホームレスを自立させる)」で、カウンセリングやリハビリといった基礎支援活動を飛び越して、いきなりホームレスに仕事を与え自立に向けての支援活動をおこなうという大胆な発想をもった団体である。

最後に紹介するのは「4) コモングラウンド」という団体で、NYで1番大きな規模の支援住宅を運営している団体である。他の団体と違いコモングラウンドの住宅は通勤寮のような通過的住宅ではなく(半)永久・終身制住宅で、その住宅の中に就労トレーニングや心療・職業カウンセリングといった様々なサービスが設置されており、支援住宅が単なる住宅として機能するのではなく一つのコミュニティとして機能する事を目指しているユニークな団体である。

1) コーリーションフォーザホームレス (CFTH)

「コーリーションフォーザホームレス (CFTH: Coalition For The Homeless)」はニューヨーク市マンハッタンを活動拠点としてホームレスの支援活動を行っている。

①団体の歴史

約20年前、路上で野宿していたホームレス、ロバート・カラハンと通勤途中出会った弁護士ロバート・ヘイズが、「NYの全ての人々がベッドで寝る権利が法律で保護されるべきである」と共に訴え、同士を募りNY市と州を相手取り裁判を起こした。この裁判で勝訴した後も、この訴訟の為に立ちあがった人々が引き続きホームレスのための運動を続け、今のCFTHにいたる。

②CFTHの団体宣言—Mission Statement

「CFTHは全てのホームレス(男性、女性、子供を含む)を援助するアメリカにおいて最も古く最も進歩的な非営利団体である。我々は市民社会において、全ての個人は適切な住居、十分な食事、

そして生活を営めるだけの賃金の為に就労する機会を得る基本的権利を持っていると言う理念に全身全霊をささげている。1981年のカラハン-キャリー裁判における我々の初の勝訴は、全てのNY市民がシェルター（避難所）で眠る確固たる権利を保障した。その勝利は、その困難の度合いに関わらず全てのホームレスは尊厳と威厳をもって生きるだけの価値のある人間であるという我々の信念を広めてくれた。以後、CFTHは訴訟、草の根運動、教育、そして直接支援活動をもって、多くの野宿者たちの貧困危機に対し、永遠の解決策を手にとんと闘いつづけている。ホームレスと貧困問題の唱道に努めると同時に、我々は直接支援活動によって、毎日NYの3,500人以上のホームレスたちの窮乏に援助と支援を行っている。CFTHはホームレスの男性、女性そして子供達の目前のニーズに対応する傍ら、我々は彼らの窮地に対し長期にわたる問題解決の為に尽力している。我々は緊急支援から、過渡・長期的自立支援プログラム、そして永久自立支援プログラムまでの持続的支援活動を行っている。最前線のホームレス救援活動の経験をもって、人間らしく、より資金効率の高い根本的解決策を擁護することに我々は日夜、努力を惜しまない。

③ CFTHの自立支援プログラム—COALITION PROGRAMS

(CFTHの自立支援プログラムの基本的コンセプト)

ホームレス状態から脱出し持続した自立を獲得するためには、我々がホームレスの一人一人が確実に経済・社会的自立ならびに精神的安定を再得できるように援助する事が必要不可欠である。そのために、CFTHは住宅確保、就労訓練を助けるさまざまな直接支援プログラムを提供している。

(危機仲裁プログラム—Crisis-Intervention)

長期的なホームレス状態からの脱出より、ホームレスになりかけている人をホームレス状態に陥る前に助けるほうがより効率的で、簡易であるという経験的見地から、このプログラムは設けられている。日々50人から75人のホームレス状態の人、あるいはホームレス状態に陥りかけている人達（家賃を滞納して追い出されそうになっている人々）が、団体のスタッフに相談に来ており、スタッフ・カウンセラー（常時約30名）は公的機関と比較にならないほど迅速にホームレスに陥る危機的状態にある人々の要求と問題に対応している。

(リハビリテーション—Rehabilitation)

医療知識のあるカウンセラーたち（医師免許ならびに看護免許があると思われる）が従事しており、アルコール、麻薬等の依存症、精神病、およびエイズなどのホームレスの人々の身体的問題に対応している。カウンセラーはクライアント（CFTHに援助を求めてきた人々）が病院や施設に入る必要があるかどうかをチェックし、その必要がある場合はその施設との仲介、紹介を行い、その後も本人がきちんとリハビリを受けているかなどを定期的にチェックする。

④就労支援—First Step Job Readiness Program

このプログラムは1991年に、ホームレスの中でも特に弱い立場に置かれている女性、シングル・マザー（独身の母親達）のために設置された。毎年約150人の低収入でホームレスの女性たちに対し就労トレーニング、および自尊心といった彼女たちが労働現場に再参入し経済的自立を獲得するために必要な技術と能力の習得を支援している。

(就労トレーニングの内)

このプログラムは16週間にわたって行われ、初めの4週は授業、そして残りの期間は一般企業（一流企業である事が多い）での実務研修からなっている。授業時間は合計40時間で、一般事務で必要とされるコンピュータの使い方、経理事務などの実用的技能が指導される。1人の教師にたいし7人の生徒というのが一般的である。

参加者がプログラムをきちんと続けて就職し自立していくための精神的安定を保てるよう、必

要に応じて医療・診療カウンセリングも行われている。

一般企業の研修が始まる直前に、特別授業としてビジネスマナーとコミュニケーション（挨拶の仕方、話方、電話の応対、ビジネスランチ、ディナー、パーティーでの作法、服装、髪型、化粧の仕方など）が指導される。エスティーローダー（Estee Lauder）やスタイルワーク（Style Work）など一般の企業からのボランティアが、専門的な化粧法、身だしなみの指導を行う。また、仕事場に来ていく服が無いという人の為に、ドレス・フォー・サクセス（Dress for Success）や（the Bottomless Closet）というブティックが仕事場で着るスーツなどを提供している。

インターンシップ（実務研修）は12週間にわたり一般企業で実務研修を行うもので、内容は一般事務（ワープロ、表計算、伝票整理など）である事が多い。研修期間中はCFTHのケースワーカーに週2〜3回、研修内容などを報告することが義務付けられており、研修生として本当に研修をきちんと問題無く行っているか定期的にチェックされる。セクシュアルハラスメント、同僚からのいじめ、上司からの冷遇などの問題があった場合は、ケースワーカーが仲介者となり問題解決に向けて支援する（研修現場を変えるなど）。

このプログラムをきちんと卒業できた女性の数は年間全受講生の70%で、卒業生の90%以上は研修したところより良い職場に就けている。まずハードな就労プログラムを卒業して就職するだけのやる気が本人にあるかどうかを事前のカウンセリングで確かめてからプログラムに参加させているということ、研修によって一流・一般企業での実務経験を積むことができたことなどが、卒業生の高い就職率の要因となっていると思われる。また、研修現場が中小企業ではなく、大手の一般企業（Chase Bank, Citibank, Times Warners 等）であり、研修後はこれらの一流企業の上司に紹介状を書いてもらえることも、ネットワークの無い彼女等のマイナス点を乗り越えることに大変役立っているようである。

（就職活動支援）

技術と経験に関しての支援としては就労トレーニングがあり、それ以外はCFTH自体に寄せられる求人情報、あるいは求人雑誌、一般求人広告に目を通し本人に合った仕事先を見つける手助けをケースワーカーがしている。

「ホームレスの自立とは、彼等を普通の社会で自分の力で生きていくことであり、社会から隔離し、保護しても彼らの自立を実現する事は出来ない」という基本的概念から、ホームレスのための特別な職種の開発にはCFTHは取り組んでいない。

（教育支援）

学歴社会のアメリカにおいて安定した職業につくには、最低でも高校の卒業資格、あるいはそれに相当するGED（通信教育による高卒の資格）が必要である。CFTHでは、その資格が無い人々のために、通信教育で資格が取れる手助けをしている。スタッフ、あるいはボランティアが、卒業資格が得られるようにマンツーマンで教育指導をしている。

⑤カウンセリング

カウンセリングは、その他のプログラムと併用して必要に応じて行われている。一人のクライアントにつき一人のケースワーカーというのが一般的で、ほとんどのケースワーカーが危機救済から、就労、住宅確保までのカウンセリングとモニターリングを継続的に行っている。（ただし、医療カウンセリングは専門の職員がカウンセリングにあたっている。）また、一対一のカウンセリングが苦手な人には、立場の似た人達と合同のグループカウンセリングなどが用意されている。

CFTHで働く職員のほとんどがケースワーカー、ソーシャルワーカー、カウンセラーとしての役割を果たしており、危機救済援助のカウンセリングにあたっているのが約30名、うち半分以上がカウンセラーとしての資格を持っている。

⑥住宅支援

(住宅支援の基本的コンセプト)

安定した住宅を確保できなければ、いくら安定した仕事を持っていてもそれを継続できず、ホームレス状態に逆戻りという悪循環が起こる。こうした事実を背景に、CFTH ではとにかく何でも良いから住居を与えるというやり方ではなく、あくまでも「その住宅を彼らの心身の安らぎと安定を与える家になるかどうか」ということを念頭において彼らの住宅確保の支援にあたっている。

CFTH の住宅支援プログラムは、ホームレスの誰もが受けられるというのではなく、一定の自立能力(あるいは潜在能力)が備わってきたクライアントだけが受けられるシステムになっている。プログラムの参加条件として、a) 薬物アルコールなどの依存症が無いか、あるいは克服できているか、b) 高校卒業資格あるいは GED (高校卒業資格に相当する資格)があるか、(あるいはその資格獲得に向けて努力をしているか)、c) b) に関連して、あるいはそのような職業につくだけの能力と動機があるかなどがある。実際ホームレスに逆戻りしないためにはこれぐらいしっかりと基盤を築いてなければならず、またホームレスから住宅を確保するまでにいたる全ての段階でしっかりと必要な時間をじっくりかけて彼らをサポートするシステムを持っているので、この条件を満たすのは決して無理ではないというのが CFTH の意見である。

(レンタル・アシスタント・プログラム—Rental Assistant Program (RAP))

このシステムはホームレスの人々が自立していく過程での給与と NY 市内の平均家賃のギャップを少しでも埋めて、彼らの継続した自立を支援しようというもので、老若男女、実に様々な人が利用している。自立まであと一息というところまで来ているホームレスの人々に、2年間(延長される事もある)、200ドルから400ドルまで(平均300ドル=約3万~3万2000円)の家賃の援助を行うものである。個人の場合の平均援助額は200ドルから300ドル、家族の場合は300ドルから400ドルである。

このレンタルプログラムの支援を受けた3分の1の人が、2年の期限を待たずこの支援から自立をし、さらに安定した住宅を仕事にへと就いていっている。全体の85%が最終的に社会、経済、精神的自立を果たしている。現在 CFTH では、このプログラムの卒業生がその後も継続的に自立をしているかのフォローアップ調査・カウンセリングを計画している。

このプログラムは、現在 NY 市及び州からホームレス支援のモデルプログラムとして奨励され、補助金が支給されるようになった。

(分散型住宅プログラム—Scattered Site Housing Program)

分散型住宅プログラム (SSHP) では、病気のため入居拒否にあっているホームレスの人々を救済するために、カウンセリング、医療サービス、住宅確保といった支援を行っている。クライアントがより心地よい生活が出来るように、食事配達やより良い家具等の設備の設置、買物代行、車での送迎、服の提供、治療に必要な医療品及び器具の提供なども行っている。また、病状と精神状態によっては就労トレーニングも行っている。また、彼らが孤独に苦しまないように、地域のイベントの参加(詩の朗読会、博物館・美術館ツアーなど)が出来るように協力している。サービスの向上のため、現在勤務にあたっている全てのケースワーカーは福祉介護トレーニングを受け、専門知識を増やすことを努めている。

(ブリッジ(橋渡し)住居—Bridge Building)

ブリッジ住居は、家族(特に子供達)と離散してしまったホームレスの女性たちにアパートを提供することによって、彼女たちが自立し、子供達ともう一度共に暮らせるよう支援するプログラムである。ケースワーカーは、この住宅を提供された女性たちに、カウンセリング、就労トレーニング、学習トレーニング、医療リハビリなどの様々なサポートサービスが行き届くよう世話をし、彼女たちの離散した家族、子供達を見つけ、彼らが一緒に暮らせるように、必要な法的手

続きからカウンセリングまでのケアを行っている。

(コアリション住宅—Coalition Houses)

このプログラムの目的は、経済的自立がきわめて困難な人々が路上で一生を終わらせるのではなく、人間らしくもう一度家で暮らす事が出来るように支援することである。コアリション住宅とは、38軒の終身制サポートの独身専用アパートで、ほとんどの居住者が特別な介護が必要な人（長年にわたる麻薬・アルコール中毒を持っていた人、精神病患者、特別な身体障害者、老人あるいは10年以上路上で暮らしていた人々）である。コアリション住宅は終身的に居住でき、家賃は殆どの場合無料で、払ったとしても100ドル（一万円）前後である。

市の住宅法改正に伴い、廃墟となったビルを市から受け渡してもらい、CFTHのスタッフが寄付と市からの援助で、特別なケアが必要なホームレスの人達の為に改築し支援住宅へと改造した。この支援住宅では、経済的自立が出来ない彼らがそのために社会的に孤立してしまわないように、映画会、コンサートや美術館、ブロードウェイミュージカルの鑑賞会、誕生日パーティー、ドミノ倒し大会、など様々なイベントを計画している。

⑦ボイスメール・プログラム—Community Voicemail

ボイスメール・プログラム（CVM）は1995年にはじめられ、これまでに9千142人の連絡先の無い人々に連絡先となる電話番号を与え、家族との絆を失うこと、仕事や部屋を得る機会を失う事などからホームレスの人々救っている。このサービスを利用した76%の人が安定した仕事を見つけ、42%の人が長期的に住む事が出来る住宅を見つける事ができた。

(ボイスメールの仕組み)

このサービスの申し込みは無料で、必要であれば誰でも申し込む事が出来る。ボイスメールの利用を申し込んだ人には、直ぐにその場でその人専用の電話番号が与えられ、もらった当日から使用できる。この電話番号は直接留守番電話サービスに（一般家庭用や携帯などで流れる自動録音メッセージが応答する）つながるようになっており、ボイスメール利用者本人が、自分と連絡を取る必要がある人々（不動産屋、就職しようと思っている職場の雇用者、家族など）に自分の連絡先として渡す事が出来る。留守番電話に残されたメッセージの確認は、ボイスメールボックスの番号をかければできるので、何処からでも留守番電話のメッセージを確認する事が出来る。メッセージをチェックするためにボイスメールの番号に電話をかけるだけのお金が無い人の為に、現在CFTHではボイスメールの番号のトールフリー化（電話受信者払い：日本で言うフリーダイヤル）に努めている。

2) D. C. セントラル・キッチン (ワシントンD. C.)

DCセントラルキッチンという職業訓練でも、特に調理技術の訓練を行っているワシントンDCの非営利団体である。「食料の救出と貧困との闘い」をテーマとし、ホームレス問題を食べ物で解決しようとしているユニークな団体であり、他の地域で同じようなプログラムの開発に対しても協力を惜しまない積極的な団体である。

①団体の歴史

DCセントラルキッチンは、団体の代表者であるロバート・エガー氏によって 1986 年に貧困と飢餓と闘う NPO としてアメリカ合衆国首都ワシントンDCに生まれた。ロバート・エガー氏は当時高級レストランのマネージャーとして働く傍ら、余暇を使って教会が行っているホームレスの為のスープアンドキッチンでボランティア活動をしていた。ボランティア活動を通し多くの空腹に苦しむ人々と出会い、自分が努めているレストランで使いきれずに捨てられていく大量の食料とホームレスの貧困との間に大きな矛盾を感じ始める。そしてその矛盾は「使い切られずに捨てられていく食料で空腹に苦しむホームレスの問題をなんとか克服できないか？」という発想へと結びついていった。この発想をもとにエガー氏は、廃棄されていく（しかし十分食料として使用可能な）食材を集めホームレスの人々のために食事を作る小規模な非営利団体を、政府からのわずかの援助にたよって発足する。

ホームレスの人々の食料を作り彼らの飢えの問題に貢献しつづけていく過程の中で、エガー氏は食糧を配給するだけではホームレスの貧困と飢えの問題の根本的解決にはならないということにも気づきはじめる。そこで、エガー氏が率いるDCセントラルキッチンはそれまでのホームレスのための食料配給を続けながら尚且つより抜本的なホームレス問題の克服に貢献する対策として、食品サービス業（ホテルのレストラン、レストランチェーン、ケータリングサービス）の就労トレーニングプログラムをはじめることになる。こうしてはじめられた就労トレーニングプログラム、そして彼らの就職先の確保と団体の活動資金調達を目的としたケータリングサービス業（Fresh Start Catering:フレッシュスタートケータリング）を総括したのが現在のDCセントラルキッチンである。

②DCセントラルキッチンの団体宣言】

DCセントラルキッチンは以下の任務を遂行するために発足した非営利団体である。

DCセントラルキッチンの目標任務とは…

- ワシントンDC、バージニア、メリーランド州にある食料サービス業界から廃棄されていく超過食材を衛生的かつ安全な方法で「救済」し、その食料をもって社会福祉団体の子供と大人たちに食事を提供する
- 寄付された食材を栄養バランスの取れた食事に還元すると同時に不就労・失業者達の就労トレーニングをおこなう
- 全国各地域で、我々と同じような活動を行おうとしている団体との交流をし、情報提供、活動開発の支援を行う
- 毎日、市内のレストラン、ホテル、団体・学校の食堂、仕出業者、などの食品サービス業界から保冷車で使いきれず廃棄される食料の「救済」活動を行う。

そして、救済された食材を調理場で日々3,000食の食事へと調理し、市内の130件以上にわたる諸団体へと提供されていく。我々は、空腹に苦しむホームレスとその子供達だけに限らず、地域の子供会の活動に参加している子供や老人ホームのお年よりそして地域の各種活動団体の人々にも食事を提供している。

③自立へのハードル

DCのホームレスの問題に取り組んでいるこの団体に、ホームレスが職について安定な職業につくのに困難な点は何かと聞いてみたところ、他の団体と共通した問題が沢山取り上げられた。ただし、この団体はCFTHのそれと違い男性のホームレスも就労トレーニングの対象であるのとまたワシントンDCと言う特殊な土地柄からNYの団体が言及しなかった問題なども取り上げられた。次にDCセントラルキッチンの関係者が述べたホームレスが自立するにあたって困難な点を列挙する。

- 1) 安定した住宅がない、
- 2) 安定した職業につくための技術、学歴、職歴がない、
- 3) アルコール・麻薬依存症、
- 4) 仕事を探すために必要なネットワークが無い、
- 5) 紹介人がいない、
- 6) 身元保証人がいない（以前アルコールや薬物の中毒があったこと、また前科がある人こそ保証人が必要）、
- 7) 履歴のかき方を知らない、面接も受け方がわからない、
- 8) 自尊心が低い、
- 9) 相談をする人がいない（信頼できる友達がない）、
- 10) 単純作業をして働く事になれていない、
- 11) 規則正しく働く事に対して価値を見出せない、
- 12) 過去の履歴に対して差別がある

④DCセントラルキッチンのプログラム

（活動内容の概要と目的）

DCセントラルキッチンはその活動開始以来、寄付された350万ポンド（約160万キロ）以上に及ぶ多種多様の食材を安全かつ衛生的に調理し、これまで800万食以上の食事をつくり地域の人々に提供してきた。無料の食事配給だけで飢餓と貧困は解決する事は出来ないという基本理念、そして貧困と空腹の悪循環を根絶するには現在貧困に苦しむ男女の生活改善ができるようにする中身のある就労トレーニングが必要だとDCセントラルキッチンは考える。故に、DCセントラルキッチンの調理就労トレーニング（Culinary Art Job Training：キュウリナリーアート・ジョブトレーニング）はホームレス、あるいはアルコールや麻薬中毒などの様々な事由によって、ホームレスあるいは不就業・失業状態にある人々が食品サービス業界で立派に就労できるようになるための実用的な知識と技術、そして社会生活能力を得る機会を与えることを目的としている。ホームレス、失業・不就業、そして社会福祉受給者といった様々な人々がDCセントラルキッチンのプログラムに参加し、自立した生活を築かんと日々努力している。

また、トレーニング、支援、そして共生というポジティブなサイクルを生産かつ再生産させるために、DCセントラルキッチンではフレッシュスタート（Fresh Start）というケータリングサービス業を行い、活動資金源の確保と卒業生の就職先の確保、そして卒業生のさらに高度な就労トレーニングの機会の拡大に努めている。さらに、まだまだ続く路上のホームレスやシェルターで空腹に苦しむ人々の為に、ファーストヘルピング（First Helping）という食事の無料宅配サービス、も行っている。以下に各プログラムの詳しい内容を記すことにする。

（調理就労トレーニング…Culinary Art Job Training）

DCセントラルキッチンでは、貧困飢餓の問題を解決は根本的な問題に対する闘いの半分ではないと考えている。つまり、空腹に苦しむ人々の食事やベッドの確保だけではこの問題は根本的には解決できないと彼らは断言する。この問題を抜本的に解決するには、彼らの空腹と貧困の

原因であるに不就業・失業の状態の改善、つまり経済的社会的自立を促進しなくてはならないと主張するのだ。そこで、使用可能な食料の「救済」と「リサイクル」活動と無料の食事の配給活動のほかに、DCセントラルキッチンはこの貧困問題の根本的原因の克服のために調理就労トレーニングを1990年以來行っており、様々な理由で仕事を得ることができない人の為の支援活動をしている。このプログラムは失業、不就業あるいはホームレス状態の人々が将来食品サービス業界の安定した職種で就職できるようになる手助けをすることを第1の目標としている。

(参加資格)

人種、年齢、性別に関わらずやる気があって訓練についてこれるならば基本的に誰でも参加してもよい。しかし、プログラムのカリキュラムをこなせ、継続できる可能性がなければならぬので、精神・身体的に健全であることは必須である。また、中学校1年生レベルの読み書きができないとカリキュラムをこなせない。

基本的には本人のやる気さえしっかりしてカリキュラムさえこなせるといっているのであれば身体、精神障害の度合いに関わらず誰でも参加できるようになっている。

参加者の構成は、大半がアフリカン・アメリカン(いわゆる黒人)の人々で、年齢は18歳から55歳ぐらいまで様々だが、参加者の平均年齢はおそらく40歳前後と考えて良いと思う。過半数以上が男性。ほぼ全員が薬物あるいはアルコール依存症の経験を持ち、現在も皆その治療ⁱを続けているが、参加時点で少なくとも3ヶ月以上アルコールや薬物を断ち切っている。学歴は殆どが中卒、また違法薬物所持の前科を持っている人が多い。女性の参加者の場合、小さな子供がいる未婚あるいは離婚したシングルマザーが多い。

(給与手当)

DCセントラルキッチンの就労トレーニングは、参加者に給与を与えているが、行政から福祉受給中の就労能力養成トレーニング活動として認められているので、このプログラムの参加者は行政が行っている就労トレーニングに参加しなくても良い上、DCセントラルキッチンからの給与ももらいながら福祉受給を続けていく事が出来る。

DCセントラルキッチンからの給与は週50ドルで、トレーニングの参加者の殆どが福祉手当(TANF、メディケア、フードスタンプなどⁱⁱ)を受けており、公共のシェルターや支援住宅に住んでいる。トレーニング参加中、食事はDCセントラルキッチンが出してくれる上に、政府からのフードスタンプ(食料配給券)で基礎的な食料(牛乳、肉、野菜など)は買えるので、贅沢は出来ないが3度の食事に困る事は殆どない。また、家賃は支援住宅に入っている場合は一万円程度を払えば良いだけなので、福祉手当で十分賄える。

また、子供がいる参加者に対しては持ち帰り用の夕食をDCセントラルキッチン側が用意してくれる。これは訓練生が訓練を受けて帰ってからする家事をすこしでも楽にするために行われている支援サービスの一つである。

⑤規則

DCセントラルキッチンでの就労トレーニングは12週間続く(13週目は試験)。月曜から金曜日まであさ8時30分から昼の3時30分までの7時間で、休憩は昼休みの約30分以外は基本的には無い。もちろんトイレは自由にいけるが、タバコを吸うための休憩などは取れない。つまり、6時間ずっと就労トレーニングが続く。7時45分から8時15分までの間にすれば朝食を無料でとることが出来る。

初めの2週間は入門期間で、この間にDCセントラルキッチンのスタッフによって訓練生は一人一人この就労トレーニングをつづけていけるかが判断される。もし、この入門期間の終わりに、残りの訓練期間を続けても訓練生にとって有意義ではないとDCセントラルキッチンのスタッフが判断した場合(精神的な問題、依存症を克服できていない、指導に従えないなど)、訓

練生はプログラムを去らなくてはならない。以下にこのプログラムの規則とカリキュラムの内容を紹介する。

(出席に関する規則)

(ルール 1)

授業は 8 時 30 分から直ぐに始まるため、授業開始までにユニフォームに着替えて準備するために訓練生は少なくとも 10 分前に現場についていなくてはならない。遅刻は厳禁。朝食を 7 時 45 分から 8 時 15 分までに出されるので、朝食を取りたいものは其れまでに来る事。

(ルール 2)

8 時 30 分より後についたものはやる気がないと見なされる。遅刻でロスした時間は遅刻した週の間に取り戻さなくてはならない (つまり、休憩時間を減らすか居残って作業をする)。違反者は減点対象になる。

(ルール 3)

遅刻するあるいは欠席しなければならない場合は必ず DC セントラルキッチンに電話をかけた連絡をする事。丸 1 日の病欠は医者からの診断書・メモ書きを提出しなくてはならない。もし、病院との予約があることが前もって分かっている場合は DC セントラルキッチンのスタッフに必ず 1 日前までに知らせる事。また、病院あるいは医師からの診断書を提出する事。

(ルール 4)

個人的な予定は就労トレーニングが行われる時間帯以外に設定されなくてはならない。例外はケースワーカーによって許可が下りた場合だけ認められる。

(ルール 5)

就労トレーニングのスタッフ、教官の許可なしにキッチン現場から離れてはいけない。違反者は減点対象になる。

(ルール 6)

このコースを卒業するには一定の授業単位を修了しなくてはならない。もし欠席が 10 回以上を超えた場合はたとえその欠席理由が正当なものであってもプログラムを卒業する事は出来ない。

(ルール 7)

1 週間の修業科目をこなせた場合、訓練生は毎週 50 ドルの給与を支給される。この給与は訓練生の交通費、お小遣いとして渡される。

(ルール 8)

給与は毎週月曜日に、その前の週の科目を全てこなした場合にのみ支払われる。前払いはされる事は無い。また、違反が改善されなかった場合は給与を受ける事が出来ない。給与小切手を現金に換えるために早退する事は出来ない。

(ルール 9)

もし、訓練生が 1 週間の授業科目をこなすことなく就労トレーニングプログラムを中退する場合、その週の給与は支払われない。給与は 1 週間 (月曜日から金曜日) までの科目を違反無くこなされた場合にのみ支払われる。

(ルール 10)

もし、訓練生が何らかの理由で就労トレーニングプログラムを去らなくてはならない場合、全ての備品 (ユニフォーム、鍵、本、トレーニングマニュアル、など) を DC セントラルキッチンに返却しなくてはならない。

(食事に関する規則)

(ルール 1)

トレーニング現場 (キッチン) から食料を私用で持ち出さない事。この規則を破ったものは直ちにトレーニングをやめないとはいけない。

(ルール 2)

トレーニング現場で味見以外の飲食はしてはいけない。

(ルール 3)

スタッフ専用冷蔵庫はスタッフだけが使う事が出来る。この冷蔵庫から食料品を無断で取り出さない事。

(麻薬とアルコールに関する規則)

(ルール 1)

トレーニング現場におけるアルコール、麻薬の所持は禁止されている。この規則を破ったものは即時プログラムから除名される。抜き打ちの麻薬検査がトレーニング期間中に行われことになっている。この検査で違法の薬物使用の陽性結果が出た訓練生は即除名される。

(ルール 2)

酒気を帯びていたりあるいは薬をつかった気配のある訓練生は尿検査を受けなくてはならない。尿検査が陰性と出た場合でも、訓練生は直ちに帰宅をさせられ警告を出される。問題が解決されるまでプログラムの参加が出来ない。問題が解決されない場合は、プログラムから除名される。

(ルール 3)

抜き打ちの麻薬検査を正確に行うために、訓練生はプログラム参加期間中服用している医薬品名を提出しないと行けない。このリストは密封した封筒に収められ、検査の結果が陽性と出た場合、あるいはトレーニング中事故があった場合、開封される。

(ルール 4)

動作や判断力に影響を及ぼす医薬品を服用している場合はDCセントラルキッチンスタッフに、その薬を服用していても安全にプログラムに参加できるということを記した医師からの手紙を提出しなければならない。医師からの診断書および一筆は必ずトレーニングが始まった初めの週の終わり、あるいはトレーニング中にそのような薬を処方された場合は、処方をされた直後に提出しなくてはならない。

(ルール 5)

DCセントラルキッチンの敷地内での喫煙は禁止。

(ルール 6)

訓練生はタバコを吸うための休憩はとれない。昼食時の休憩時間だけ喫煙(敷地外で)できる。

(制服に関する規則)

(ルール 1)

規定の制服は、1) 黒の業務用ズボン(ルーズフィットの綿ぱん)または調理師用パンツ、2) 黒のゴム底靴(作業するのに適しているもの)、3) 靴下、4) カッターシャツ、5) エプロン、6) ジャケット、7) DCセントラルキッチンの帽子(帽子とTシャツは訓練の一週目が終わったら支給される)。制服の規定は訓練2週目から適用される。タンクトップ、単パン、サンダル、ノースリーブのシャツを着用している場合は訓練を受ける事は出来ない。制服の規則を破った場合は着替えて出なおしてこなくてはならないが、そのためにロスした時間はその週の間に残業をして補わなくてはならない。

(ルール 2)

制服を失った場合は新しい帽子やTシャツを自費で買わなくてはならない。(帽子10ドル、Tシャツ15ドル)。

(ルール 3)

9月から3月までのトレーニングを受ける訓練生はエプロンとジャケットを支給され、其れを常時着用してはならない。ユニフォームを返さなかった場合は、給与からユニフォーム代はさし引かれる。

(ルール4)

4月から8月までのトレーニングを受ける訓練生はTシャツとエプロンを着用しなくてはならない。ジャケットは着なくて良い。各訓練生には3枚Tシャツを支給する。

(ルール5)

貴重品をトレーニング現場に持ち込まない。現場でなくなったものに関して、DCセントラルキッチンには責任をいっさい負わない。

(ルール6)

携帯電話、ポケベル、ラジオ、ヘッドフォンは現場では使用禁止。

(ルール7)

訓練現場に来たら作業の前には必ず手を洗う事。トイレの後には必ず手を洗う事。味見をした後は必ず手を洗う事。作業が変わるときは必ず手を洗う事。

(ルール8)

毎日入浴、歯磨きをシデオドラント(制汗剤)用い、常に清潔にすること。つめは必ず短く切り清潔に保つ事。マネキュアはいっさい禁止。

(ルール9)

ネックレスや指輪の着用禁止。簡素な結婚指輪のみ着用可。

(訓練態度)

(ルール1)

プロとしての態度と姿勢を常に保つ事。

(ルール2)

現場のトレーニングに関する指導は全てシェフに託されている。彼らの指導に必ず従い、彼らの経験から学ぶ事。

(ルール3)

指導教官から割り当てられた活動全てに出席、参加する事は訓練生の義務である。

(ルール4)

いかなる理由でも暴力を振るった者は即プログラムから除名される。

(ルール5)

卑猥かつ暴力的な言葉の使用は現場ではいっさい許されない。

(違反、執行猶予、除名)

もし、訓練生が以下の規則に従わなかった場合は、規則違反と見なされ減点や警告の対象となる。訓練生が3度あるいはそれ以上頻繁に違反を起こした場合はその週の給与(50ドル)を受け取る事ができない。もし、その次の週に違反が行われなければ受け取る事ができなかった週の給与を違反が無かった週にまとめて受け取る事が出来る。3週連続の違反は違反が起きた3週目に執行猶予が出される。

規則1) 制服をきちんと着用していない。

規則2) 授業の準備をきちんとしていない

規則3) プロとしての意識が欠落している

規則4) 無断で休憩を取った場合

(評価)

全ての訓練生はトレーニング期間中担当教官から評価を受ける。DCセントラルキッチンが定めた目標に訓練生が見合っていて、さらに成績が平均70%以上の場合、この修業訓練プログラムから卒業をする事ができる。

週ごとの試験 (ServSafeSanitation : 安全衛生テストをふくむ) 50%

毎日の活動 50% (以下の内容を含む)

活動内容	1) 出席	10%
	2) 態度	10%
	3) チームワーク	10%
	4) 専門技術能力	10%
	5) 論理的理解	10%

⑥カリキュラム…Culinary Curriculum

(修業内容)

- 1) ナイフの使い方、野菜の調理の仕方、焼きもの、あぶり物、煮物、スープ・ソースの作り方などの基礎的調理技術とその理論の習得
- 2) 食品の栄養価を理解する。USDAの栄養ガイドラインにもとづいた量を認識し給任することをまなぶ (注: USDA=アメリカ栄養協会の略)
- 3) レシピを注意して読みレシピにしたがって調理する技術を習得する。材料の計量の仕方を学ぶ。個人調理用にかかれたレシピを商業サービス用の調理内容に変える方法を学ぶ
- 4) このトレーニングをこなしたものは、全国レストラン業界が主催する衛生訓練コースに参加し、食品衛生に関する知識を学ぶ

(週ごとのカリキュラム)

週	課題	練習と教材
第1週目:	ナイフの使い方	ビデオ: ナイフスキルCIA 練習: 鶏肉の骨の掃除の仕方
第2週目:	味付け	ビデオ: PBS/NOVAシリーズ 練習: 個人の好みとは違った味付けの区別の仕方
第3週目:	ゆでもの	ビデオ: CIAシリーズ 練習: ポーチドエッグ(ゆで卵の作り方)
第4種目:	焼き物	ビデオ: CIAシリーズ 練習: 鶏胸肉のグリル
第5週目:	照り・あぶり焼き	ビデオ: CIAシリーズ 練習: ローストポーク
第6週目:	炒め物	ビデオ: CIAシリーズ 練習: 野菜炒め
第7週目:	揚げ物	ビデオ: CIAシリーズ 練習: パン粉のつけ方
第8週目:	ソテー	ビデオ: CIAシリーズ 練習: 魚のソテー
第9週目:	煮物、あんかけ	ビデオ: CIAシリーズ 練習: 牛肉の煮物
第10週目:	飾り付け	練習: 生クリームの飾り付けの仕方
第11週目:	パン・お菓子の焼き方	
第12週目:	レシピの変換	練習: 計量の仕方
第13週目:	卒業試験	

⑦就職斡旋とフォローアッププログラム…Employment & Follow-Up Program

上記の12週間にわたる就労トレーニングのカリキュラムを終えた卒業生は、先にも触れたが全国レストラン協会が主催する食品衛生の授業に出席して、食品衛生に関する試験を受けなくてはならない。DCセントラルキッチン卒業生の合格率は94%と高い。これが終わると、卒業生はDCセントラルキッチンの就職課のスタッフと共に、就職活動の準備をはじめます。就職活動の準備の内容は、1)履歴書の書き方、2)面接での受け答えの仕方、3)仕事の探し方、4)仕事を継続していくためのコツ、5)対人関係などで、DCセントラルキッチンのスタッフによって指導される。

様々なマスコミの報道とこれまでの卒業生の勤勉な就労態度のお陰で、多くの企業業者からの採用申込みが現在殺到しており、卒業生ひとりあたり数口以上の就職口が常にある状態で、卒業生の仕事先がまったく見つからないと言う状況は今のところ殆どない。

卒業生の就職口は、地元のホテル、レストラン、病院や政府団体のカフェテリアなどが多い。ホテルでは、ヒルトンホテル、ハイアットリージェンシー、マリオットホテル・インターナショナル、ホリデーインなどがある。

卒業生の卒業時の就職率は91%で、殆どのものが卒業後就職をしていくが、一方で就職6ヶ月後の定着率は74%とやや低い。これには様々な理由があるが、やはり依存症を克服できないことや周りからのプレッシャー、孤独を乗り越えられなかった事などが一般的な理由のようである。就職してからアルコール依存症が再発する典型的な原因は、「ピア・プレッシャー」といわれるもので、友人や仕事仲間からの誘いに断りきれずにお酒を一杯飲んだことがきっかけで、治りかけていた依存症が再発してしまうと言うケースが多い。アルコール依存症の治療は5年から10年続けられ、実際それ以上続けられる事も少なく無い。回復途中の飲酒はその量に限らず、依存症が再発する最も大きな危険性をはらんでいる。

この問題を重視するDCセントラルキッチンでは、卒業してからの初めの6ヶ月間、就職課のスタッフで元牧師でもあるロン・スワンソン氏と連絡をとることを義務付けている。また、その後も卒業生をプログラムに呼び、訓練生たちに自分達の経験を話しをしたり、アドバイスをするためのボランティアとして招待する事にしている。また、感謝祭、クリスマス、正月といった一人では過ごすのはわびしい家族行事のためのパーティを開いたりして、卒業生が経済的に自立をした後もDCセントラルキッチンを仲間つなごりの場、心のよりどころ、心の故郷として活用できるようなサービスを提供するようにしている。また、転職をしたい時の就職相談にのったり履歴書の書き方、面接の練習も要望があれば卒業生のために行われることもある。

フォローアップ・プログラムは雇用者側に大変好評で、このプログラムの卒業生の9割が就職できている事実にも深く関係している。このプログラムを通して雇われる者は仕事への姿勢、マナーなどをしっかり叩き込まれているため、一般応募でくる人よりも優秀で良い従業員になるケースが少なくない。また、たとえ前科やアルコールや薬物の依存症の過去があっても、其れを乗り越えたという経歴と身元を紹介者であるDCセントラルキッチンが保障しているため雇用者にとっては他の一般応募者より安心して雇えるし、たとえ雇用後トラブルが起きたとしても、その問題解決のための調停役をDCセントラルキッチンがつとめてくれているため、問題が解決しやすいなどのメリットがある。確かに前科者は雇いたくないとか、アルコールや薬物を使ったことのある人は雇いたくないと言った偏見はまだ根強くあるが、これに対してDCセントラルキッチンは卒業生の保証人、トラブルの仲介といった役割を果たす事を雇用者に約束する事によって乗り越えている。

⑧フードリサイクリング&食事配給

DCセントラルキッチンの調査によるとレストランや食品業界、及び課程で使われる食料の4分の1は使われずに捨てられていく。その一方で毎日何千人の人々が十分な食事を摂取できずに空腹に苦しんでいる。DCセントラルキッチンは「食べ物を無駄にするのは良くない」、「あまっ

た食料には生産的価値がある」と言う事を強く信じており、その信条をもとにフードリサイクリングと言うプログラムを運営している。フードリサイクリングは、まず地元の企業やレストラン業界、スーパーマーケットなどから寄付される食料回収から始まる。回収作業にあたるのはDCセントラルキッチン「キッチンポリス」という食品衛生管理知識を持っているスタッフで、彼らによって厳選された食品衛生上安全な食材を大型の保冷トラックに積みDCセントラルキッチンの貯蔵庫に運んでいく。この活動によって、毎日1トンから2トンの食品が「救済」されている。DCセントラルキッチン敷地内にはこうして救出されてきた食材を保存する3048平方メートル以上の大きさの貯蔵庫、冷蔵庫、冷凍庫がある。毎日これらの食材を3000食の食事へと調理してDC、メリーランド州、バージニア州の140以上の非営利団体に無料配給しているのだ。この配給によって、活動が始まった1989年以来およそ800万ドル以上の節約の手助けをできた事になる。

長期的な食料確保を安定されるため、ピザチェーン店やその他の食品企業との提携を現在結んでおり、今後も提携団体を増やしていく予定である。また、フードリサイクリングはアメリカ政府農林水産庁長のダン・ギルクマン氏によってもキャンペーンされており、彼と大統領直結の行政団体の努力によって、さらに多くの食料がDCセントラルキッチンに寄付されている。現在食料をDCセントラルキッチンに寄付してくれている公的団体は以下の通りである。

- 1) Department of Agriculture, Department of Commerce, Department of Labor, Department of Health and Human services, Department of State, Department of Transportation,
- 2) The Federal Reserve
- 3) Internal Revenue Service
- 4) Federal Deposit Insurance Corporation
- 5) Office of Personnel Management
- 6) Andrew Air Force Base, Fort Myers Army Base,
- 7) House of Representative

1996年夏、DCセントラルキッチンはアメリカ政府農林水産省と提携し、子供達のための夏休み昼食プログラムを実施。学期中、割引あるいは無料の給食を受けた子供達が学校のない夏休みの間も無料で昼食をDCセントラルキッチンから受けられるように、地域の子供会に無料の昼食を配給。このプログラムはその後も農林水産省と提携し、続けられている。

また、DCセントラルキッチンと他非営利団体の働きかけのお陰で、現在このフードリサイクリング活動を保護する法律(ビル・エマーソン食品慈善寄付条例)がアメリカにはある。ビル・エマーソン食品慈善寄付条例というこの法律は、様々な理由で市場に出せない食品を慈善事業の目的で使えるようにするリサイクリング活動を保護する目的で1996年、アメリカ議会で通された。この法律は国が制定する食品衛生管理法に違反しない限り、市場に出されず廃棄されていく食品を再利用する事を認めている。この法律によって保護される再利用可能な食品は、品質に関係の無い理由(箱や缶がへこんでいる、賞味期限が近づいている、グレードが低い、大量に買いすぎた等)で廃棄される食材とスーパーの商品(ペーパータオル、プラスチックの袋、洗剤)などである。さらにこの法律は、何か問題が起こっても寄付した側が慈善事業の目的で行っている限り責任を求められないように、寄付する側の保護をしている。この法律のお陰でフードリサイクリング活動は活発に、かつ安全に行われるようになった。

しかし、たとえ法律で保護されていると言っても、食品の安全管理はこのフードリサイクリング活動の中でもっとも重要である。現在、厳密な衛生管理と指導のお陰でDCセントラルキッチンにおいて食中毒などの問題が起こった事は一度も無い。しかし、食中毒は常に彼らの1番の敵であることには変わりないため、毎日食品衛生管理が厳しく行われており、訓練生やボランティアにも厳しく指導がされている。

⑨フレッシュスタートケータリング

フレッシュスタートケータリングは食料救済と就労トレーニング活動の中から生まれた比較的新しいDCセントラルキッチンプログラムである。これは1996年にはじめられた非営利団体(行政、NGO/NPO、地域団体)のみを対象にしたプロのケータリングサービス業で、ここで作られる食事は無料配給の食事と違い、寄付されたものではなく購入した新鮮で新しい食材が使われる。また、メニューも顧客のニーズに合わせて各種、一般のホテルやレストランで出されるものと同程度の良質の料理が作られる。これは無料ではなく有料のサービスで、この調理にあたるのは訓練生ではなくより経験と技術を持ったフルタイムの調理師たちである。しかし、このプログラムは卒業生により高度な調理技術を学べる機会を与えるために作られたため、従業員の中には卒業生も含まれている。フレッシュスタートケータリングの売上は活動資金に当てられ、またこの事業の拡大は卒業生の就職先の拡大にもつながり、生産的な相互依存サイクルを生んでいる。

3) ドゥ・ファン ド (マンハッタン, NYC)

次に紹介するのは、アメリカ国内外のマスコミから注目を浴びているドゥ・ファン ドというホームレスのための非営利団体である。現在、アメリカの低所得者の半数以上が女性である事から、男性を中心とした就労トレーニングの数は少なく、ドゥ・ファン ドはその数少ない中の一つである。

①団体の歴史

ドゥ・ファン ドは 1985 年、ジョージ・マクドナルド氏とその妻ハリエットさんによってホームレスの自立を支援する非営利団体として生まれた。マクドナルド氏はこの団体をはじめる前は NJ の大手スポーツ用品会社 Spring Lake 社で広告担当の重役をしていた。当時本業のビジネスマンとして働く傍ら、ホームレス問題に関心を寄せていたマクドナルド氏は、ホームレス問題をスローガンとして民主党から議会と市議会へ計 4 回出馬したことがあるという。1985 年、ついにマクドナルド氏はビジネスマンと言う肩書きをすて、其れまでの住まいからマンハッタンの高級住宅街であるアッパーイーストサイドの小さなマンションに引っ越し、ホームレスの非営利団体 Coalition for the Homeless (CFTH) のボランティアとして働き始める。彼の CFTH での仕事はサンドイッチを NY の地下鉄の駅 (グランドセントラルステーション) でホームレスに渡すことだった。

CFTH のボランティア活動を通してマクドナルド氏は「ホームレスに衣食住を無料で与えるだけではこの問題の抜本的解決にはならない」と考えはじめる。そして妻のハリエットさんと共に、仕事をつくりその仕事をホームレス達に与える事で彼等を支援する非営利団体を自費で設立することを決める。団体の名称である「ドゥ」は、路上でなくなった一人のホームレス名前から来ており、この団体はそうして路上で身よりもなく亡くなくなっていったホームレスたちを追悼の思いを込めて創立された。

「衣食住ではなく、仕事で人を助ける」をモットーにドゥ・ファン ドはこれまで 900 人以上のホームレスの人々を路上から救済してきた。ドゥ・ファン ドの「Ready, Willing and Able プログラム (以下 RWA と省略)」はホームレスの人々を雇い、就労トレーニングとしてマンハッタン市内を清掃するというユニークな活動で、せっせと真面目に街を掃除するホームレス達の姿は「怠け者」、「きたない」、「社会のごみ」などというホームレスに対する偏見をなくすうえで大きな役割を果たしている。

1999 年ドゥ・ファン ドは NY 市内の活動成功を弾みにワシントン DC へと活動範囲を広げるが、DC の地元の支持を得られずドゥ・ファン ド DC 支部は昨年 2000 年に閉鎖される事になる。「最も実用・現実的なホームレス支援団体」という高い評価も受ける反面、そのプログラムの内容から「ホームレスの労働力を搾取しているだけの白人の人種差別的偽善活動」などという非難も受け、紆余曲折の活動を続けているドゥ・ファン ドだが、NY 市内での活動範囲は着実に拡大しているユニークな団体である。

②ドゥ・ファン ドの団体宣言

ドゥ・ファン ドは NY を拠点としてホームレス状態にあった人々の自立を支援する為活動する非営利団体である。ホームレス状態にあった人々がきちんと社会復帰し、自立するために必要な就労能力と社会適応能力の養成および就労経験を積む支援するのがドゥ・ファン ドの目標である。

ドゥ・ファン ドは衣食住を無料で提供する事だけで、ホームレス問題は解決できないと考える。ドゥ・ファン ドは「Work Works: 仕事で支援する」ということをモットーにホームレス問題の解決に手がけている。我々は給与が支払われる仕事には人間にやる気を与えるパワーがあると強く信じている。ドゥ・ファン ドの Ready, Willing & Able (RWA) プログラムはホームレスの人々が自尊心と自立するために必要なバイタリティを再構築できるスコープの広い環境とプログラムを提供している。

我々が提供するプログラムは現実的で実用的で、長期的な効果を生む事を目指している。卒業生のうち 62 パーセントが定職を持ちフォローアップ期間中 3 年間安定した住居に住んでいる事実から分かるように、我々のモットー通り「仕事で人が働けるよう支援する」事は可能だということをドゥ・ファンドは証明している。

③自立へのハードル

ドゥ・ファンドのRWAプログラムの参加者の多くは、市内に住むマイノリティの貧困層たちである。彼らは麻薬、特に値段の安い「クラック」という麻薬（コカインの一種）の依存症が最も多い人口層でもある。その他の点は精神病、慢性的な低価格の住宅不足など他の団体が指摘しているものと共通している。

NY市内の住宅事情の悪さは世界的にも有名である。それに加え、麻薬の浸透、特にスラム化したイーストハーレム地域では日中でも麻薬が平然と取引されており、誰でも金さえ出せば簡単に麻薬が買えるという状況である。イーストハーレムは黒人やヒスパニック系が多く住んでいるところでもある。ドゥ・ファンドのプログラムの参加者のうち、殆どが黒人あるいはヒスパニック系の麻薬中毒者である事は、このハーレムの麻薬事情とホームレス問題が深く関わっていること示唆している。しかし、住宅事情と麻薬の普及だけが多くの失業者とホームレスを生んだわけではないことはここで特記しておかなければならない。DCセントラルキッチンのところでも少し触れたが、アメリカの産業構造の変化は現在のホームレス問題に深く関係している。1950年代までアメリカの産業は重工業が中心で、アメリカの都市部には重工業の工場が広がり市内には工場労働者として働く移民やマイノリティが数多く住んでいた。1960年代にはいりアメリカ産業は重工業からサービス業、コンピューター開発などが中心となっていき、市内にあった工場はどんどんと安くて広い土地のある郊外へと移っていった。しかし、工場で働く低賃金労働者は市内に取り残されていった。

これらの労働者の多くがマイノリティであり、郊外に住む人々の多くが白人であるという人種問題も、仕事が消えていく市内に低所得者であるマイノリティを閉じ込めてしまった原因の一つである。結果、多くのマイノリティ下層階級が都市部に残され、慢性の失業状態が生まれていった。1980年代からの市内の麻薬の普及はその慢性の失業状態に拍車をかけていき低所得地域のスラム化をすすめた。工場で男らしく肉体労働をする父親が失業し、麻薬や酒におぼれて、家庭を崩壊させていくのを見て育った多くの子供達が親と同じ道をたどる—という悪循環が全米の都市部で慢性的に生産され、再生産しつづけられている。この根深い原因が現在のアメリカのホームレス問題解決を難しくしていると言える。(参考資料:P. Bourgois. “In Search of Respect”、J.W. Wilson. “The Truly Disadvantaged” & “When Work Disappears”)

④就労トレーニングプログラム…Ready, Willing & Able プログラム (RWA プログラム)

(活動内容と目的の主旨)

RWAプログラムとはドゥ・ファンドのシェルター内での清掃管理作業と就労作業を通して行われる就労トレーニングのことで、このプログラムはホームレスの人々に仕事をあたえ彼らに自主的に努力させることによって自立能力を高める手助けをしている。「衣食住を与えるだけで他人の自立は支援できない。自立の支援は、ホームレス達が自分で働き給与を得て自活する事の大切さを知るチャンスを与える事だ。」という創立者のマクドナルド氏の信条から、このプログラムは彼らに麻薬やアルコールを自分の意志で断ち切り、自分で自分の生活を築き上げる能力を養う支援をしている。

RWAはホームレスのなかでも、最も自立が困難だと言われているアルコールや麻薬の依存症を持っているが肉体的には健康な独身男性を対象とした支援プログラムである。RWAはこれらの人々に人生をやり直すよう激励し、過ちを正すチャンスを待ち望んでいる人々にチャンスを与え、自立した社会の一員になるため必要なトレーニングを提供することを目標にしている。

(参加資格)

RWAの参加資格は基本的には、i)麻薬やアルコールの依存症を絶ち切り、そのライフスタイルを継続する意志がある、ii)精神・身体的に健康である、iii)仕事をする意志がある、ということだけで性別、年齢、人種、宗教などは関係ないことになっている。しかし、就労トレーニングの内容が肉体的にハードなため、女性や高齢者は向いていない。現在ドゥ・ファンドでは女性のホームレスのニーズに合った就労トレーニングも開発中である。ディレクターのジョンソンさんの話ではトレーニング参加者が60歳以上の高齢者の場合は、室内の作業にふりあてなるべく屋外の肉体労働はさせないようにしているらしい。これは高齢者を屋外の作業に当てると「老人をこき使っているという」マイナスのイメージを作りかねないと言う懸念のためだという。

参加者の構成は殆どがアフリカン・アメリカンで、年齢は22歳から60歳までの幅があり、参加者の平均年齢は40代前後である。学歴は参加者の40%が高校中退・中卒、38%が高卒あるいは其れに匹敵する資格を持っている。22%の参加者が大学に入学した経験があるがそのうちの2%だけが大学卒業資格を持っている。就労トレーニング活動の内容が肉体労働である為、参加者の殆どが男性である。全員が麻薬を用いた経験があり、それが原因でホームレスになった人達である。ホームレスであった期間は其々異なるが(最低1ヶ月～最高20年)、平均はおよそ8ヶ月ぐらいである。過去の調査によると参加者の3分の2が1年から其れ以下の間ホームレス状態にあったと報告されており、現在も殆ど変わりはないと思われる。ホームレスの期間に関わらず、半分以上の参加者が12ヶ月以上失業・不就労状態にあり、参加者の失業・不就労状態の平均期間は18ヶ月(1年半)である(ドゥ・ファンド提供資料より引用)。

薬物・アルコール依存症専門のリハビリテーションの特別施設をドゥ・ファンドは運営していないので、このプログラムに参加しても心療医療的リハビリⁱⁱⁱは受けれない。しかし、ディレクターのジョンソンさんにいわく、心療医療用のリハビリだけが依存症の克服方法ではないし、依存症があってもここに来てすぐ働き出して依存症を克服し自立していった人は沢山いるため、特にドゥ・ファンドでは心療医療リハビリテーションが絶対に必要だとは考えていない。

参加者の大半はドゥ・ファンドの運営するシェルターと市が運営するシェルターから来ている。ドゥ・ファンドのシェルターも市から認定されているシェルターだが、その中での運営の仕方はドゥ・ファンドに任されているため、参加者は行政の手続きなどなしに、直ぐ就労トレーニングに参加できるようになっている。他の団体から紹介されて来ると言うパターンもあるし、卒業生から紹介されてくるパターンもあり様々である。

(給与手当と貯金)

ドゥ・ファンドの就労プログラムに参加すると医療援助以外すべての公的福祉手当の受給を止めなくてはならない事は既に述べた。しかし、このプログラムに参加すると同時に参加者は月々60ドル(6-7,000円)の給与が払われることになっている。他の就労トレーニングと違い、ドゥ・ファンドの就労トレーニングは福祉受給期間中に受ける就労トレーニングと見なされない。いきなり本当の賃金労働がトレーニングとしてはじまるのである。就労トレーニング参加者に給与を支払うプログラムは他にもあるが、福祉手当受給を禁止させるプログラムは他にあまり例がない。福祉の受給をやめさせるのは、働く事で自立していくと言う方法をドゥ・ファンドは強調しているためである。また必要以上のお金を与える事でお酒や麻薬を買わせないようにするためでもある。手当を受けず月々60ドルだけの給与でどうやって参加者は生活するのかと言うと、参加者はすべてドゥ・ファンドが運営するシェルターあるいは市内のシェルターや支援住宅で寝泊りしているため家賃をまず払う必要がない上に、シェルターでは無料の食事や衣服も提供されるため、参加者は福祉手当が無くてもやっていけるようになっているのだ。

プログラムは3つの期間に分かれており、第1期間が終了するとRWAの参加者は次のステップであるワークアサインメントというプログラムが始まる。この2期目のプログラム期間中1時間につき5ドル50セント(最低賃金より若干上回る)という時給で給与が支払われるようにな

る。給料は週ごとに支払われるが、その給料のうち 50 ドルは家賃、15 ドルは食事代としてドゥ・ファンドに払わなくてはならない。さらに給料のうち 30 ドルは貯金しなくてはならず、その貯金は訓練生が卒業するまでドゥ・ファンドによって保管され、卒業後の自立への資金として卒業後渡されることになっている。プログラムを卒業するには最低 1000 ドルの貯金をしなくてはならないことになっている。このシステムは働いて稼いだお金を計画的に使うという能力を伸ばすために行われている。

⑤カリキュラムと規則 (規則)

とにかく、麻薬に手を出さない事、これはドゥ・ファンドのプログラムに参加し、それをつづけるにあたっての鉄則である。その他は、ケースワーカーの指導に従う、指導された活動はきちんとこなす、シェルター内で問題(喧嘩など)を起こさない、チームワークを乱す事をしないこと、遅刻しないなど、ごく一般的な規則である。たいていの場合きちんと守られるが、違反者は時折出てくる。規則の違反者は警告を受け、再度違反をするとプログラム継続が出来なくなる。麻薬の使用に関しては、見つかると即プログラムを去らなくてはならない。

(カリキュラ)

プログラムは平均 12ヶ月から 18ヶ月(1年から1年半)続き 3つの期間に分かれている。第1期間は 30日間で、まずオリエンテーションからプログラムがはじまる。オリエンテーションではまずプログラムに参加・継続するために従わなくてはならないルールがケースワーカーマネージャーのクレググさんから説明される。クレググさんはこのプログラムの卒業生であり、彼の活動内容や経歴は送付したビデオ(Miracle Can Happen)に日本語で収録されているのでそれを参照していただきたい。このオリエンテーションの後には、参加者はドゥ・ファンドのトレードマークでもあるブルーのユニフォームを着て清掃活動フィールドワークにすぐ参加していく。

屋内の清掃活動はシェルター内の掃除管理、屋外の清掃活動はマンハッタン市内各地ならびにブルックリン、クイーンズの一角で行われる。清掃活動の内容はとにかく街中とシェルター内を綺麗に掃除すると言う事である。ごみを拾って、道を掃く、雪の日は歩行者が歩きやすくするために道路の雪かきをするなどが主な作業の内容である。この作業は班ごとに行われ、一つの班につき 5人の作業訓練生と一人のケースワーカーがふりあてられる。ケースワーカーたちは訓練生に作業の指示を与え、また彼らの作業中の態度をチェックしやる気があるかどうかなどを判断をする。怠惰な態度はいつさい許されない。参加者は毎日 4時間、この清掃活動に参加しその他の時間は「ライフ・スキル」すなわち生活基礎能力のクラスに出席しなければならない。この授業はソーシャルワーカー、カウンセラーによって、ホームレス状態で生活していたときに身につけた自己中心的な志向や生活態度の改善のグループカウンセリングや社会で自立していくために必要な常識、価値観、マナーなどが指導される。

清掃作業の時間はシフト制で、朝 6時から朝 10時、朝 10時から昼の 2時、昼 3時から夕方 7時、夕方 7時から夜 11時など朝、昼、晩のシフトがあるが、どのシフトを選ぶかはケースワーカーと訓練生が相談して決められる。作業のシフトが朝の者は午後の時間を使って生活能力の授業を受け、夜のシフトの者は朝の授業を出なければならない。その他の時間は、シェルター内で仲間やケースワーカーと一緒に時間を過ごすというのが一般的な彼らの日課である。シェルター内では、朝から夜までケースワーカーが常勤しており、いつでも訓練生の相談に乗ったり話し相手になれるようになっている。

手当てのところで触れたが、プログラムの第1期間中、参加者は実習にたいして週 15ドルの給与が支払われる。しかし食事代やシェルターに寝泊りする家賃は払わなくて良い。給料日は毎週水曜日で現金で支払われる。給料日の前に抜き打ちで麻薬・アルコール検査が行われる。薬物やアルコールの使用をしている事が分かれば、警告あるいは麻薬使用の場合はプログラムから即除

名される。

30 日間の第 1 期間が終わると、プログラムの内容は若干変わる。フィールドワークである街中の清掃活動はそのまま続けられるが、プログラムの第 2 期中訓練生は各自一定の仕事を割り当てられ、社会に復活し働いていける就労技術を徐々に伸ばす作業活動トレーニングが始まる。就労トレーニングの内容は様々で、どの技術トレーニングを学ぶかはケースワーカーと参加者が相談をして決めらる。

参加者に関心があればコンピューターのレッスンもこの期間から受け始める事が出来る。コンピューターのクラスは毎日あるわけではないが、コンピュータールームは朝 9 時から午後 10 時まで開いており、自由に入出りできるようになっている。ケースワーカーの一人であるクレグさんもこのドゥ・ファンドでコンピューターの使い方を学んだ一人である。その他、高校卒業資格のための勉強にもこの時期にとりくむ事ができる。クレグさんもここで勉強して高校卒業資格 (GED) を取得した。

DC セントラルキッチンのように調理就労トレーニングもあり、それはシェルター内のキッチンで行われる。ドゥ・ファンドのジョージ・マクドナルド氏と DC セントラルキッチンのロバート・エガー氏はお互い意見を交わした事があるらしく、恐らくこのアイデアは DC セントラルキッチンから来ていると思われる。このプログラムでは訓練生の調理就労トレーニングと同時にドゥ・ファンドが運営するシェルターの人々のために 900 食の食事も作っている。しかし、このプログラムの規模は DC セントラルキッチンに比べ小さく、食料の救済活動などは一切しておらず、参加者も他の就労トレーニングにくらべ少ないが、レストランや食品関係の仕事につきたいと考える人の為に用意された就労トレーニングであることは確かである。このように様々な就労トレーニングが用意されているが、殆どの参加者が選ぶ就労トレーニングは肉体労働、つまりビル整備、メンテナンス、ビルの建設現場での仕事などである。

第 2 期は第 1 期同様に、ライフスキル (生活能力) の授業や薬物依存症を乗り越えるためのクラスやミーティング、そしてどうしたらホームレス状態に再び戻らずに自立を継続させていけるかということを知る授業がつづけられ、参加者は第 2 期も第 1 期同様出席していかなければならない。第 2 期間は第 1 期間で養成され試された生活能力とやる気をさらに伸ばすために、実際の社会での生活と近い生活をするシミュレーション (自分の給料から家賃と食事代を負担する) が始まる。給与手当のところで既に言及したが、プログラム参加者は第 2 期が始まると時給 5 ドル 50 セントあるいはそれ以上 (作業の内容による) を受け取り、そのうち毎週 50 ドルをシェルターの宿泊代として収め、15 ドルは食事代、そして 30 ドルは卒業後の生活のための貯金として差し引かれる。つまり、家賃を月 200 ドル、食事代月 60 ドル支払い、さらに貯金を月 120 ドルしなければならないのである。この貯金制度によって訓練生は卒業までに大体 1000 ドル (10~12 万円) を貯める事が出来、貯金は卒業後の生活のためにつかうようプログラムを卒業してから少しづつケースワーカーによって卒業生に渡されていく。

プログラム第 2 期間中もケースワーカーとスーパーバイザーは参加者の活動内容を観察し、2 週間ごと彼らがきちんと就労トレーニングやライフスキルトレーニングを受けているかどうかチェックする。そして各生徒ごとに報告書を作成し、彼らが次ぎのステップへの準備が出来ているかどうか評価される。第 2 期から第 3 期の就職活動プログラム開始までの期間は個人の活動内容とやる気や努力によって差があるが、大体 10 ヶ月程度が一般的にかかる期間だという。また 18 ヶ月以上プログラムに参加する事はできないため、18 ヶ月たっても第 3 期である就職活動に参加する準備が出来ない者はプログラムをやめなくてはならない。

第 3 期は、訓練生が社会に出て安定し自立した生活を送ることが出来るような仕事を見つける準備がはじめられる。参加者はこの期間中、6 週間にわたるコンピューターの授業と職業準備トレーニングの授業を必修しなくてはならない。其れまでは個人の意思によってコンピューターの授業は受ける事が出来たが、この期間は全員が 6 週間コンピューターの基本的な使い方を学ばなければならない事になっている。この期間、訓練生は安定・自立した生活を築く事が出来るフル

タイムの仕事や住宅の探し方も学ばなくてはならない。また、雇用者側に印象の良い履歴書の書き方、面接時に聞かれる質問に誠実に前向きに対応する練習、どうすれば仕事を続けていけるか、仕事場での対人関係、仕事に対する姿勢、困難な状況に立たされたときの対処の仕方、そして仕事や生活からくるストレスの対応の仕方などもこの期間にケースワーカーや職業カウンセラーから指導される。

この就職活動プログラムはドゥ・ファンズの就職開発チームによって指導され、このチームは現在様々な大手の企業と提携を組み、卒業生の安定した就職先の拡大に力を入れている。就職開発チームのメンバーは訓練生一人一人に適した仕事を見つけ、面接を取りつける手助けをおこない、できるかぎり訓練生が手当てのついた安定した給料の職場で働けるよう就職指導している。また訓練生がきちんと就職活動を続けているかどうか、このプログラムのスタッフ（カウンセラー）によってチェックされる。現在RWAプログラムの卒業生の卒業後1年目の平均収入は時給8ドル50セントから9ドルで、プログラム卒業生の主な就職先は、建設業、ビル整備・メンテナンス、ホテルや高級マンションのガードマンやドアマン、レストラン、ダイレクトメール製作業などである。

およそ4割程度の者がプログラム参加から1年以内で仕事を見つけていっている。毎年、プログラム参加者の全員のうち約60%以上が（卒業までにかかる時間は個人差はあるが）就職をしてプログラムを無事に卒業していっている。就職先の内訳をみると、ドゥ・ファンズ以外のところへ就職をする卒業生は45%、ドゥ・ファンズへ就職していく卒業生の割合はおよそ17%程度で、この数字を見ると卒業生の殆どがドゥ・ファンズ以外のところへ就職していっているが、ドゥ・ファンズ自身も彼らの大きな就職先であることが分かる。過去の調査結果によると就職をした卒業生のうち約8割が卒業してから少なくとも3ヶ月間は就労状態をたもっている。つまり当初参加した内の約半分以上は仕事を見つけ、少なくとも3ヶ月以上は就労状態を続けている。しかし、言い換えればプログラムに参加したうちのおよそ半分しか自立を継続できていないとも解釈でき、いかに依存症を絶ちきって自立し、そしてそれを継続するのが難しいかがうかがえる。

しかし、過去の調査結果を見てみると、ドゥ・ファンズに参加した人々のうち60%以上のひとが参加してから1年半～3年半までの間に最終的にプログラムを終え自立しその状態を続けている。これは、初めの参加で上手く行かなかった人がもう一度プログラムに戻ってきてから卒業できた事を示唆している。またRWAに参加してから3年半後の追跡調査で就職状態にないと答えた元参加者/卒業生のうち、7%がRWAプログラムに再度参加中、10%が依存症の専門の治療を施設で受けており、20%は参加して3年半たった後の行方が分からないとなっている。これらのデータを見た限りで言えることは、ドゥ・ファンズのRWAプログラムは一夜でホームレスを一掃したとはいえないものの少なくともこの活動を通しドゥ・ファンズは徐々にホームレス人々を路上よりもましな環境へと導いていっているといつて良いのではないだろうか。（ドゥ・ファンズ提供資料参照）

⑥プログラム卒業とRWAアフターケアプログラム

ドゥ・ファンズのプログラムを卒業するには訓練生は以下の規定を満たさなければいけない。

- i) 麻薬・アルコールを絶ちきっていること
- ii) 時給8ドル50セント以上および手当てのついた就職先が内定していること
- iii) 公的支援住宅ではなく一般住宅への入居が決まっている事

他のプログラムでは、就職先が決まっており、依存症の克服ができれば卒業とみなされているが、ドゥ・ファンズではきちんと一般の住宅に移り住んで生活を保てるようになってはじめて卒業と見なされる。これらの条件が満たされればいよいよ卒業式である。卒業式は毎年3月の下旬、ドゥ・ファンズの事務所の近くにある教会で行われる。

卒業後はRWAアフターケアサービスプログラムが五年間ケースワーカーによって行われる。最初の半年間はアフターケアプログラムのケースワーカーが卒業生の家と仕事場に月2回訪ね、

彼らが問題なくなく仕事を続けられているか、薬物・アルコールを絶ちつづけられているか、家賃をきちんと払っているかどうかなどがチェックされる。この期間中、ケースワーカーは卒業生の雇用者とも連絡をとり、卒業生がきちんと働いているかどうかチェックをする。もし問題がある場合は卒業生または場合によっては雇用者とケースワーカーは話をし問題が解決のため仲介役をつとめることになっている。

プログラム参加期間中に貯めた 1000 ドルはこのアフターケアプログラムを通して月々200 ドルづつ 5 ヶ月間かけて卒業生に返されていく。しかし、この貯金を受け取るには卒業生は麻薬や酒を絶ちつづけ、自立を継続していなくてはならず、またケースワーカーとの定期的な面会をきちんとしていなくてはならない。さらに、卒業生は月に一回の他の卒業生達と一緒にドゥ・ファンドで行われるピア・カウンセリングに参加しなくてはならないことにもなっている。ピアカウンセリングではドゥ・ファンドから卒業した人達が互いに問題を持ちより、どうやってそれを乗り越えていくべきかが話し合われる。このカウンセリングは卒業生が自立してから問題に直面したとき孤独に悩むのではなく、他の卒業生と話し合いお互いを励ます機会として大変役にたっているという。

こうして 5 年にわたる長期のアフターケアをする事によって、せつかく自立できた彼らが再び社会の孤独の陰にのみ込まれないよう、ここで築いたネットワークを将来も保っていけるように様々なサービスを提供している。ドゥ・ファンドは、この団体が彼らの第 2 の故郷となるように努めており、実際にそうなっている。

⑦ドゥ・ファンドのプロジェクト

(コミュニティ改善プロジェクト)

コミュニティ改善プロジェクトはRWAの清掃活動の正式名称で、この活動は先に報告した就労トレーニングの目的のほかに、ホームレスへの偏見を無くしていく目的をもって行われている。ドゥ・ファンドの訓練生が着るユニフォームは明るいブルーの作業服で、ユニフォームの背中にはドゥ・ファンドのロゴである Ready, Willing & Able がはいっている。袖にはアメリカの国旗とRWAのロゴが入っていて、とにかく目立ってカッコいいデザインになっており、街を行く人々の目にとまるようになっていく。これは創立者のマクドナルド氏の提案で、「ホームレスだって社会貢献している社会の一員なんだ」という事を一般市民にアピールするために作られた。一流企業の広告課の元重役らしい発想だが、実際このユニフォームのお陰でこの活動は地域の温かい関心をよんでいる。

元ホームレスによる地域の清掃プログラムである、このコミュニティ改善プロジェクトは、アッパーイーストサイド(マンハッタンの超高級住宅地)ではじめられた。活動開始直後、地域の人々の間で「町を綺麗にしてくれるブルーのユニフォームを着た人々は一体誰?何処からきているのだ?」と話題になり、彼らは自立を目指して訓練中のホームレスだということがわかってからは地元の新聞に取り上げられるようになり、お陰でアッパーイーストサイドに住む資産家からドゥ・ファンドへの寄付も増えたという。

アッパーイーストでの成功と経験をもとに、現在ではウエストサイド、ブルックリン、クィーンズと活動範囲を伸ばしている。作業の内容は先に述べたが、通りと公園の清掃から、花壇の整理など街の拝観を美しくすることで、ごみだらけになりがちなマンハッタンの住民からからとてもありがたがられている。

(改装・修理プロジェクト)

このプログラムはドゥ・ファンドとニューヨーク市が提携して行っているもので、市が所有する老朽化したアパートの改装や修理をドゥ・ファンドの訓練生によって行うというプログラムである。このプログラムのプロジェクトはドゥ・ファンドの活動資金の収入源になっているだけでなく、RWAプログラムの訓練生が建設現場で働く技術を身につける就労トレーニングの機会にもなっ

ている。

(ニュージャージーRWA & コンピューター教室センター)

ニュージャージー州ジャージーシティに、1998年ドゥ・ファンドニュージャージー支部がつくられた。この支部は元YMCA会館を改造して作られたもので、NYでの経験をもとに現在28人の元ホームレスだった人々への自立支援活動が行われている。ここでもコミュニティー改善活動(清掃活動)が行われており、ドゥ・ファンドのプログラムの卒業生4名がケースワーカーとして働いている。

ニュージャージー支部では、行政の都市開発・建設課からの資金援助によって、コンピューター教室センターが開設した。このセンターができたことによって、コンピューターに関心のある訓練生により充実した内容のコンピューター技術を教授する事が出来るようになったという。

(NYバックオフィス)

これは大手企業のダイレクトメールの処理を行うプログラムで、このプログラムを通じ訓練生は就職するときに役に立つ基礎的なコンピューター技能およびデータ処理技術を学ぶ事ができるようになっている。プログラムオフィスはブロンクスにあり、このプログラムに参加している企業はトヨタ、シティバンク、キャノン、フィルギア&ソنز、NY私立美術館、ハーバー&ソنز、ならびに地域の大学や非営利団体である。NYバックオフィスは、トヨタとキャノンと契約を結び、これらの企業の重役の為にインターネットサーベイを行っており、バックオフィスの従業員は、インターネットのウェブサイトを探し、ニュースやデータを集めレポートにし毎日これらの企業の重役達に送っている。こうして就労トレーニングもできるうえに、活動資金の確保もでき一石二鳥のプログラムであると言える。

※支援住宅については省略する。

4) コモングラウンド (マンハッタン, NYC)

コモングラウンドは、おそらくNYで1番大きな規模の長期型支援住宅を確保し運営しているホームレスの支援団体である。その活動内容は住宅支援から就労トレーニングと幅広く、ホームレス支援団体の中で最もバランスの取れた活動をしている団体で、日本のマスコミでも紹介された事がある。

①団体の歴史

コモングラウンドは1990年に、長年経営が上手くされていなかったタイムズスクエアガーデンの市営の福祉受給者用ホテル¹⁾が閉鎖する事が決まった事に対して、取り壊しの反対を要求するために立ち上がった活動家ロザンヌ・ハガットリーさんとその仲間によってはじめられた。このタイムズスクエア市営福祉ホテルをホームレス達のための支援住宅へと改造したのをきっかけに、その後コモングラウンドは市や他の団体から他の老朽建築物(ホテルなど)を引き取り、ホームレスや低収入の人々の為の支援住宅へと改造し、ホームレス問題とマンハッタンの住宅問題に対しに斬新な支援活動をつづけている。

彼らの支援・補助住宅は元ホームレスの人々だけに対象を絞らず、低所得者で住宅問題を抱えている人々も支援対象に含まれており、NYの住宅不足のために困っている人々すべてが清潔で安心して住める住宅施設と環境を作る事を活動目標としている。コモングラウンドは、ホームレスの人々が自立していくため、また将来のホームレスの増加を食い止めるには、住宅サービスのほかに、就労トレーニング・就職紹介サービス、精神・身体の医療サービスといったその他のサービスがなくてはならないという事を運動の基本理念としている。つまり、「部屋を与えるだけが、ホームレスの問題への解決策ではない」と彼らは訴えているのだ。コモングラウンドのホームレス支援サービスはその基本理念に忠実に、住宅・就労・心身のための医療サービスという多様なサービス全てが一つのパッケージになっており、これまでに多くのホームレス及び明日のホームレスである低所得者達の救済をしてきている。

②コモングラウンドの団体宣言

我々は安全かつ清潔で安価な住宅のあるコミュニティーを作ることを目的に生まれた非営利団体である。我々は安価で安定した住宅を提供するだけではなく、医療・就労トレーニングといった支援サービスも導入している。我々は住宅や仕事を得るだけで人間がホームレス状態から脱して人生を再建してけると考えていない。彼らがホームレス状態から自立し社会復帰していくために必要なのは、仕事を見つけるために必要な就労トレーニングのサービス、そして心や身体のケアサービスなどが一つにまとめられた支援サービスプログラムなのである。様々なサービスが一体化した包括的な支援活動こそ、我々、コモングラウンドがホームレスの人々に提供せんとする支援プログラムなのである。

ーなぜ我々の活動はユニークなのか？

○ 我々の活動は実用的である。

コモングラウンドでは、社会に存在する貧困のサイクルを止めるように努力がなされている。我々の究極の目的とは、元ホームレスであった人が再び路上に放り出される事無くずっと家に住みつづけることが出来るようになる事である。我々はいかにホームレス問題が深刻で複雑な問題であるかを理解しており、常に多様で柔軟な対応をするように目指している。

○ 我々の活動は協力の元になりたっている。

我々は同じホームレスのための活動をしている人々、とくにアーバンコミュニティーサービスセンター(CUCS)と協力をし合って活動している。CUCSのスタッフは

我々のビルのなかにオフィスを構えコモングラウンドとともにソーシャルサービスをはじめ様々な支援サービスを支援住宅住居者に提供するよう努めている。CUCSのケースワーカーや就労トレーニングのカウンセラーは我々の支援住宅の住居者たちのニーズに耳を傾け、彼ら一人一人にあった支援を提供している。

○ 我々の活動は効果的である

我々は短期ではなく長期の結果をもとめてホームレス支援活動を行っている。我々の運営する支援住宅は通勤寮などの通過的住宅ではなく、永久・半永久的に住みつづける事が出来るようになっており、住宅状況がひどいNYの街にでて彼らがまたホームレスに逆戻りをしないように努力をしている。我々の支援住宅は住居者の所得に見合った家賃で運営されている。その運営費は入居者一人につき1年間で10,000ドルという効率の良さで、これは刑務所が入獄者一人につき使う運営費の2分の1で、精神病院が入院患者一人に使う運営費の10分の1にしか過ぎない。

ーなぜ、我々の支援は機能するのか？

○安定

コモングラウンドの3つの支援住宅は住居者の収入に見合った安価な家賃を設定している。そして、これらの住宅は他だ単なる住宅として運営されているのではなく、一つの小さなコミュニティーとして運営されている。住宅に設置されているサービス施設は図書館、医療サービス、コンピュータールーム、美術用アトリエ、音楽スタジオそして住居者同士が談話できる広々としたロビーなどがあり、リクリエーション施設は住居者同士がたがいに交流し合える場としても活躍している。住居者とスタッフはお互い名前で呼び合い、「ここに来て自尊心が高まった」という人は少なくない。

○進歩

安定した住宅こそが新しい人生と生活の基盤となる。そして、そこから仕事を見つけて働いてこそ、自立が可能となる。我々の住宅では、就労トレーニング・就職支援活動サービスが提供されており、心身ともに健康な住居者がきちんと働いて自立していけるようサポートするシステムを用意している。一般企業との提携を通し、入居者が先のある安定した仕事につけるようにも常に努力をしている。

○結果に焦点を当てる

コモングラウンドは様々な支援サービスを提供する一方で、サービスを受ける人々に対して彼らが人生に目標を持って、さらに責任と近所づきあいがきちんとできるように指導している。1,850人以上の人々が1991年以来我々の支援住宅に住んでいる。そのうち300人以上が我々の元で就労トレーニングをうけ、就職をしていった。

ー斬新なコモングラウンドの活動分野とは

コモングラウンドはいかの目的をもって活動をしているからである。

○より多くの永久支援住宅を作っていけるよう、それにあった住宅を探しつづける。

○ホームレス予備軍の人々とホームレスとなってしまった人々との輪をつなげるプログラムを作る。

○企業のスポンサーの数を増やす。

③自立へのハードル

ここまでの報告で既に言及したように、アメリカのホームレス達が自立する上で共通した問題は①住宅、②低学歴・希薄な就労意欲、③麻薬、④精神病という4点である。その問題のうちどれに重点を当てるかは各団体の基本理念や団体の成り立ちによって少しづつ異なるが、共通してい

るのはこの4点を押さえない事にはホームレス問題の解決は不可能だと認識していることである。

これまで報告をしてきた団体のなかで、コモングラウンドは特に住宅面において斬新な活動をしている団体である。コモングラウンドが指摘する「ホームレスが職に就き自立するために最も困難な問題」とは、「安定した住宅の確保」である。後で詳しく述べるがNYの住宅問題は、ホームレスに限らず一般市民にとっても深刻な問題である。6畳程度の大きさのワンルームマンションがマンハッタン市内では1,500ドル～2,000ドル（15万円～20万円）が平均と言うのだから、低所得者の手の出る住宅は殆どないに等しい。ホームレス達の自立支援活動をしていくうえで直面する問題はまず「住宅の慢性的な不足」つまりホームレスや低所得者たちを収容するだけの住宅スペースがNYには存在しないという事実である。

「存在しない住宅スペースをどうやって確保するのか？」この難解な問題に対して、コモングラウンドは老朽化した市内の建造物に目をつけた。経営不振のため倒産したホテルやその他のビルを市やオーナーから引き取り、それらの建造物を寄付と公的支援によって改造し支援住宅にしていくことにしたのである。しかし、それでもスペースには限りがあり、今彼らが持っている支援住宅だけで市内のホームレス全体を収容できるわけではない。また、彼らの住宅はホームレスシェルターと違い無料ではないため、ある程度の自立をしていないことには入居できない。一般社会に復帰して家賃をはらい自活していけない人々（精神障害者、長期路上生活者、老人）が住める場所は、コモングラウンドでもまだ十分には確保できていないのである。

また、ドゥ・ファンドの報告で既に述べたように、市内には元ホームレスの人々が就職していく低レベル技術で高賃金といった仕事を見つけるのが大変難しい。たとえ依存症を絶ったとしても、大都市NYで仕事を見つけ住宅を確保していくのは決して簡単なことではないのである。

④就労トレーニングプログラム

（活動の概要と目的）

「ホームレス問題の解決に必要なのは無料の衣食住配給だけではない」という考えの元にコモングラウンドの就労トレーニングプログラムは運営されている。コモングラウンドが運営する支援住宅及びその他彼らと提携をしている60以上に及ぶNY市内ホームレスシェルターや他団体の支援住宅に住む元ホームレスの人々を対象に、このプログラムはこれらの人々が安定した仕事に就職して自立していける手助けをしている。この点はドゥ・ファンドのプログラムと類似しているが、ドゥ・ファンドの住宅施設はシェルターと通勤寮であるのに対し、コモングラウンドの住宅施設は(半)永久的に住めることになっており、また就労トレーニングの内容もドゥ・ファンドと微妙に違っている。

コモングラウンドの就労トレーニングセンターは“コモングラウンド・ジョブトレーニング・コーポレーション（CGJTC）”と呼ばれ、彼らが所有・運営するザ・タイムズスクエア支援住宅内に設置されている。CGJTCはコモングラウンドのパートナーであるアーバンコミュニティーセンターの（CUCS）と共同で、給与が支払われる就労トレーニングであるJET（Job Experience Training）や短期集中就労トレーニング、および職業カウンセリング、就職説明会、専門技術講習、そして個別就職案内といった就職に関連した多様なプログラムを参加者に提供している。この就労トレーニングの目的は、参加者の多様なニーズに見合ったプログラムを提供し、一人でも多くの参加者が競争率の高い就職市場で積極的に仕事を見つけ自立していくことを支援する事である。

（参加資格）

このトレーニングはコモングラウンドが運営する支援住宅の住人達の為に基本的には設置されているので、参加者の殆どは支援住宅の住人である。しかしこの住人でなくてもコモングラウンドが提携関係を結んでいる他のホームレス支援団体やホームレスシェルターからの紹介があれば、誰でも参加することができるようになっている。

基本的な参加資格は、まずi) 麻薬やアルコールを最低6ヶ月以上服用しておらず、依存症を

絶ちきるライフスタイルを継続する意志があり、その努力をおこなっていること、さらに ii) プログラムを継続して参加していただける状況にあること（衣食住が福祉かその他の援助によってある程度生活が安定している事）の二つだけで、その他年齢や性別の制限などは一切ない。

ただ、依存症のリハビリ施設や精神病の特別施設などはないため、重度の依存症や心身の障害を持つ人は基本的に参加するのは難しい。既に述べたように、参加者は原則としてコモングラウンドの支援住宅の入居者ということになっており、その他にはコモングラウンドと提携している他のホームレス救済活動団体及びエージェンシーからの紹介が無ければ参加してこれない。

参加者の殆どがマイノリティで、年齢は 40～50 代前後で、何らかの身体障害(殆どは薬物やアルコールの依存症、あるいは精神病)を持っている人が多い。また、参加者の大半が公的な福祉援助を受けている人々で、元ホームレスであった人たちである。中には、不就労のためホームレス状態になりかけている人もいる。参加者は女性が多いが、トレーニングの内容は男女両方を対象にしているため、女性が圧倒的に多いと言うわけではない。

(給与手当)

短期間の就労トレーニング(2～7週間)は給与が支払われないが、就労トレーニングのうち長期間のもの(4～5ヶ月間)に関しては実務トレーニング参加時間に対して5ドル60セントの時給が支払われる。トレーニングの参加時間は週25時間なので、月々560ドルの給与が支払われる事になる。長期間のトレーニングの参加者はこの給与のほか福祉援助(メディケア、食料配給券)を受ける事ができるので、福祉援助とトレーニングから得る給与とで参加者は生活を支える事になる。参加者の中には身体障害者手当の中に家賃の免除が含まれている人もおり、家賃を支払わなくてもよい場合があるので、これだけの収入でも贅沢は出来ないが十分生活を送る事は可能である。

また、コモングラウンドの就労トレーニングは行政が福祉受給者に義務付けている就労トレーニングと同様のものと見なされるため、コモングラウンドのトレーニングに参加して給与をうけとって彼らの福祉受給に支障をきたさないことになっている。

(規則)

麻薬に手を出さないことが参加の鉄則である。そして指導員の指導に必ず従う事。その他は参加時間を必ず守ること(遅刻・無断欠席・長期欠席しない)など。3回以上の規則の違反者はプログラムから除名される事になる。

⑤カリキュラム

コモングラウンドの就労トレーニングは4種類あり、内容は其々異なる。i)～ii)のトレーニングは短期のため給与手当ではないが、iii)～iv)は長期間にわたる訓練のため給与手当がつく。トレーニング期間の長さに関わらず、就労トレーニング参加者全員が10回にわたって行われるオリエンテーションならびにトレーニング中ずっと続けられるコアトレーニングというライフスキル(生活基礎能力)の授業に出席しなくてはならない。オリエンテーションは月曜から金曜日毎日あり、2週間続く。オリエンテーションでは、就労トレーニングの内容・規則などがこと細かく説明される。コアトレーニングプログラムは、社会で通常に生活していくために必要な常識、マナー、対人関係のこつ、それから仕事場で必要な価値観、マナー、エチケット、勤務態度、仕事を続けていくための努力の仕方、ストレスの対処の仕方などが指導される。また、訓練生は職業カウンセリングを受けなくてはならず、これについては後で説明しようと思う。

(カスタマーサービス就労トレーニング…2週間)

これはコモングラウンドと提携を結んでいるホームディポという材木や造園・園芸用品専門の大型スーパー、そしてその他の大型スーパー(日本でいうダイエーやコーナン)のカスタマーサ

ービスのポジションにつくため、お客さんのクレームの対応や接客の仕方を学ぶプログラムである。プログラム提携会社のホームディポー社はこのプログラムの卒業生を優先に採用することを約束しており、この会社のカスタマーサービスの仕事は時給が良い上に（9ドルから10ドル以上）、諸手当がついており、会社の株を買うチャンスも与えられている。

（ホテル接客業プログラム

“Marriot International’s Pathways to Independence” …7週間）

これは、将来一流ホテルで就職できるよう、ホテルでの接客指導が行われるプログラムで、マリオットインターナショナルがスポンサーしており「マリオットインターナショナルズ・パスウェイトゥインディペンデンス」という名前がついている。このプログラムでは参加者はホテルのドアマン、受付、ルームサービス、といった仕事をきちんとこなせるよう接客マナーなどを学習することになっており、このプログラムの提携パートナーでありスポンサーのマリオットホテルインターナショナルは、卒業生の就職口でもある。このプログラムの卒業生はマリオットを初めその他NY市内の様々な一流ホテルの仕事についている。これらの仕事は高給のうえ手当てがしっかりしており昇進のチャンスもあるため（海外勤務も可能）、就労トレーニングを受ける人々の間でとても人気が高い。毎回、トレーニング参加定員11人という限られた窓口に、80人以上の応募者が殺到するという。

（調理就労トレーニング“Neighborhood Kitchen” …5ヶ月）

DCセントラルキッチンロボートエガー氏が「コモングラウンドにうちと同じシステムを導入するよう奨めている」と言っていたので、おそらくこのトレーニングのアイデアはDCセントラルキッチンから来ているのだと思う。実際、プログラムの内容は規模は小さいがDCセントラルキッチンのと類似している。ただ、食材の救済活動などはされておらず、このプログラムではタイムズスクエア支援住宅内のカフェテリアのシェフにより基礎的な調理技術のほかにサービスの仕方の指導などが行われている。このプログラムの卒業生の多くがタイムズスクエア周辺企業のカフェテリアなどへ就職していった。このプログラムに参加する訓練生が作った食事はNY市内の非営利団体やホームレスのシェルターなどに配給されているが、DCセントラルキッチンのような大規模な配給活動は行っていない。またケータリングサービスなどもしておらずあくまでも調理とサービスの指導のみが行われている。

（オフィスワークトレーニング&ビル管理整備就労トレーニング…6ヶ月）

このプログラムでは、オフィスでの一般事務の仕方やビルの整備作業の仕方などが教えられる。このプログラムは先に紹介した短期間の就労プログラムと違い給与手当てがでるので、タイムカードをきちんと作って実際の職場と同様スーパーバイザーに提出しなくてはならず、それをしていないものは給与をもらえない。また残業は一切してはいけない事になっている。

プログラムの基本的なスケジュールは、午前中はコアトレーニングに出席し、生活能力・一般常識などの授業を受け、昼からは実務をふくむ就労トレーニングをするというもので、就労トレーニングの内容は、オフィスワークかビルの整備・清掃のどちらかとなっている。どちらを選ぶかは個人とケースワーカーが相談して決められる。

オフィスワークの場合はコンピューターの使い方、ファイリングの仕方、電話の対応の仕方などが教えられ、毎日一般企業や各種団体のオフィスで一般事務をしていくために必要な能力と知識が教授される。このトレーニングは若い、あるいは中年の女性・男性に人気がある。ビルの整備・清掃に関するトレーニングは、コモングラウンドのビル整備士が指導にあたり、基礎的なビルの整備技術を指導する。技術者として免許を取れるほどの専門技術や知識をこのトレーニングを通して得られるわけではないが、一般的なビルの管理・整備のための従業員としての仕事は持てるようになる。また、もしここで指導する以上の技術を学びたい人がいる場合は、他の団体へ紹介する

事もここではできる。このトレーニングをうける人の多くは男性が多い。ビルの清掃や管理は人とのコミュニケーションをあまり要しないので、特にホームレス歴が長かったり、長期の投獄生活を送った人で対人関係がうまくできない人がこのトレーニングを受ける事が多いという。

（職業カウンセリング）

職業カウンセリングは就労トレーニングの中で最も大切なプログラムで、既に述べたように就労トレーニング参加者全員が受けなければならないことになっている。参加者は職業カウンセラーと定期的に面会し、訓練で何か問題がないかどうか話し合われる。さらに、カウンセラーは参加者が受けているトレーニングの指導講師とも面談し、訓練生が問題無くトレーニングを受けているかどうかチェックをする。もし何か問題があった場合、カウンセラーは参加者や指導教官と話し合い、問題の解決のための仲介役を務める。よくおこる問題はホームレス状態の間に身につけてしまった自己中心的な考え方のせいで他の訓練生と上手くやっけていけない、指導教官の指導を聞けないなどである。このような問題があった場合、職業カウンセラーは訓練生と面会し、それらの性格上の問題を訓練生が乗り越えていけよう根気良くカウンセリングにあたることになっている。

さらに、カウンセラーは訓練生が受けているトレーニングが彼らに本当に合っているかどうかを綿密にチェックし、訓練生達がそれぞれのニーズと関心に見合った職業訓練を受けられるようにコーディネートをする。たとえば、訓練生が求めている職にたいして、彼らの学歴が見合っていない場合はきちんと彼らがそれなりの教育を受けられるよう、専門の団体に紹介したりすることもある。

職業カウンセラーはコアトレーニングの講師として、彼らがどうすれば仕事を失うことなく自立しつづけているかなどの生活・就労姿勢や仕事への価値観に関する指導にもあたることになっている。これらの職業カウンセリングはグループで行われる事もあれば、訓練生と一対一で行われる事もある。

またカウンセラーは訓練生の就労・自立能力がきちんついているかを定期的に査定し、就職活動を開始出来る準備が出来ているかどうかを判断しなくてはならない。就職していけると判断された訓練生は2ヶ月から3ヶ月間に渡る就職活動を職業カウンセラーと共にはじめる。この間、履歴書の書き方、面接の受け方、難しい質問（依存症や前科についての質問）の対応の仕方などが職業カウンセラーやケースワーカーによって指導される。

プログラム卒業基準は、①職業カウンセラーときちんと定期的に面接をしていること、②週 20～25 時間、5 日間の就労トレーニングを規則違反なく修了していること、そしてこの期間内に少なくとも 4 ヶ月間の実務トレーニングを修了して、トレーニングの成績が優秀であること、③ライフスキルトレーニングの授業にきちんと出席していて、その成績が優秀である事、④職業カウンセラーと共にきちんと就職活動をし、仕事を見つける努力をしていること、などである。

これらの基準を満たした訓練生はプログラムを卒業をし就職していく。訓練生がプログラムを卒業した後、カウンセラーは6ヶ月間卒業生と彼らの就職先の雇用者と連絡を取り合い、きちんと卒業生が仕事が続けられているかどうかチェックする。もし問題があった場合は、カウンセラーは仲介役となり問題解決に向けて双方と話し合いをすることになっている。また、卒業生がさらにステップアップするため他の仕事を探したい、あるいは転職をしたいと言う場合の相談に乗ったりするのもカウンセラーの仕事である。卒業生には卒業後もライフスキルトレーニングの授業に出るように奨励し、彼らが問題無く社会に順応し、自立をし続けていけるようにする支援するようにカウンセラーは補助している。

職業カウンセラーはコモングラウンドとアーバンサービスセンターのスタッフがつとめている。

⑥産業の開発

タイムズスクエアといえば、マンハッタンで最も人気のある観光スポットで、人通りがとても

多い繁華街である。その土地柄を利用したビジネス活動もコモングラウンドは行っている。

(貸店舗)

プリンスジョージ住宅の1階がレストランとなり就労トレーニング訓練生達の就職先になることや住宅の最上階のイベントスペースが一般に提供されその売上は運営資金とされていることは既に述べた。その他に、コモングラウンドの支援住宅では住宅の建物の一角(1階や地下)を一般企業に貸し店舗として提供し、その賃貸料はコモングラウンドの活動資金となっている。またただスペースをテナントに貸すだけではなく、そのテナントとなった店がコモングラウンドの就労トレーニングに参加している人々の就職先になるように、テナント企業に卒業生の雇用を義務付けている。ザ・タイムズスクエアに入っているテナントは、コピーショップのスターバックス、アイスクリーム店のベン&ジェリーズ、ホットドッグ店、ジュースとホットドッグを売っているパパイヤキングなどがある。スターバックスとパパイヤキングは彼らの店のスタッフの25%のポジションを、コモングラウンドの卒業生を採用してうめていくことを約束している。

(ベン&ジェリーズパートナーショップ)

コモングラウンドは人気アイスクリーム会社ベン&ジェリーズの小売店「ベン&ジェリーズスクープショップ」をタイムズスクエア、ロックフェラーセンター、ブライアントパークのキオスクで運営している。これらの店舗はベン&ジェリーズ社との提携のもと、コモングラウンドが直接運営しているため、売上は活動資金となり、コモングラウンドの卒業生が店舗のスタッフとなって働けることになっており、卒業生の就職口の拡大にもつながっている。

※支援住宅については省略する。

-
- i アルコール依存症、薬物依存症の更生治療は様々なものがあるが、一般的には何年間にもわたって治療が続けられるものが殆どである(アルコール依存症の場合最低でも3年から5年、薬物、特にヘロインやコカインなどの依存の高いものも大体同じぐらいの期間続けられる)。依存症更生用の専門施設に入居して治療するというやり方が一般的だが、その場合まず自分の問題に直視するトレーニング(約3~6ヶ月間続けられる)、そしてその後はその問題をどうやって克服するかというトレーニング(3~6ヶ月程度)、そして其れから自立のためのトレーニングが始まるというのが一般的な更生プログラムの内容。更生施設は無料で、誰でも受けれるようになっている。
- ii TANFとはTemporary Assistance for Needy Familyの略で、支援が必要な家族のための一時的公的援助の事。メディケアは収入の少ない人のための公的保険制度。しかし日本の保険と違い、この保険は何処の病院でもつかえるということではない上に、受けられる治療も限られている。フードスタンプは食料配給券のことで、普通のレストランやファーストフードの店などでは使えないが、極一部のレストランや普通のスーパーなどで限られた食品に対して使う事が出来る。使い方は、小切手のようにして、レジで渡すだけでよいが、貧困の象徴のようなものなので、冷たい反応をされる事が多い。
- iii 専門的な心療医療的依存症のリハビリテーションは公的な施設で行われる事が多い。その内容はまず6ヶ月間グループカウンセリングによって依存症に陥った自分自身の中の弱さに直視しそれを自認する精神的トレーニングが行われる。その後は初めの6ヶ月間で崩れた自尊心を新しい健全な自尊心にくみ直すためのカウンセリングと就労プログラムなどへの参加していく、というのが一般的な心療医療的依存症リハビリテーションである。ドゥ・ファンドはこの初めの6ヶ月間を飛ばしていきなり就労トレーニングをはじめてリハビリをおこなっている。
- iv 福祉受給者用ホテルとは、通常Welfare Hotelとよばれている施設で、福祉援助を受けている人が安価な料金で短期間(1週間から1ヶ月程度)宿泊できるようになっている。しかしその他の支援サービスは皆無で、殆どの福祉受給者用ホテルは犯罪と麻薬の増場となってしまっている。
- v ここでいうある程度の自立とは、仕事をもっており自活ができるということである。彼らの支援住宅の入居者規定は詳しく後述する。